

養老町第一回定例会会議録

平成二十九年第一回養老町議会の定例会を養老町議会議事堂に召集されたので会議を開いた。
その次第は次のとおりである。

○議事日程 (平成二十九年三月六日第一日)

日程第一	会議録署名議員の指名	日程第十一	議案第五号	る条例について
日程第二	会期の決定	日程第十二	議案第六号	養老町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
日程第三	諸般の報告	日程第十三	議案第七号	養老町税条例等の一部を改正する条例について
日程第四	平成二十九年年度町長施政方針の説明	日程第十四	議案第八号	養老町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第五	専決処分の承認について(平成二十八年年度養老町一般会計補正予算(第六号))	日程第十五	議案第九号	養老町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
日程第六	専決処分の承認について(平成二十八年年度養老町一般会計補正予算(第七号))	日程第十六	議案第十号	町道路線の認定について
日程第七	養老町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について	日程第十七	議案第十一号	町道路線の変更について
日程第八	養老町個人情報保護条例等の一部を改正する条例について	日程第十八	議案第十二号	町道路線の廃止について
日程第九	養老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び養老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	日程第十九	議案第十三号	平成二十八年年度養老町一般会計補正予算(第八号)
日程第十	議案第四号	日程第二十	議案第十四号	平成二十八年年度養老町国民健康保険特別会計補正予算(第四号)
	養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正す	日程第二十一	議案第十五号	平成二十八年年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算(第一号)
		日程第二十二	議案第十六号	平成二十八年年度養老町上水道事業会計補正予算(第二号)
		日程第二十三	議案第十七号	平成二十八年年度養老町介護保険事業特別会計補正予算(第三号)

- 日程第二十四 議案第十八号 平成二十八年養老町介護サービス事業特別会計補正予算(第二号)
- 日程第二十五 議案第十九号 平成二十九年養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについて
- 日程第二十六 議案第二十号 平成二十九年養老町上水道事業会計の繰入れについて
- 日程第二十七 議案第二十一号 平成二十九年養老町公共下水道事業特別会計の繰入れについて
- 日程第二十八 議案第二十二号 平成二十九年養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れについて
- 日程第二十九 議案第二十三号 平成二十九年養老町一般会計予算
- 日程第三十 議案第二十四号 平成二十九年養老町国民健康保険特別会計予算
- 日程第三十一 議案第二十五号 平成二十九年養老町簡易水道特別会計予算
- 日程第三十二 議案第二十六号 平成二十九年養老町立食肉事業センター特別会計予算
- 日程第三十三 議案第二十七号 平成二十九年養老町住宅新築資金等貸付特別会計予算
- 日程第三十四 議案第二十八号 平成二十九年養老町上水道事業会計予算
- 日程第三十五 議案第二十九号 平成二十九年養老町公共下水道

- 日程第三十六 議案第三十号 道事業特別会計予算
- 日程第三十七 議案第三十一号 平成二十九年養老町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第三十八 議案第三十二号 平成二十九年養老町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第三十九 議案第三十三号 平成二十九年養老町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第四十 発議第一号 予算特別委員会の設置について
- 日程第四十一 選任第一号 予算特別委員会委員の選任について

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

○出席議員

- | | |
|-----|---------|
| 議長 | 吉田 太郎 |
| 一 番 | 北倉 義博 |
| 二 番 | 岩 永 義仁 |
| 三 番 | 長 澤 龍夫 |
| 四 番 | 大 橋 三男 |
| 五 番 | 三 田 正敏 |
| 六 番 | 吉 田 太郎 |
| 七 番 | 早 崎 百合子 |
| 八 番 | 野 村 永一 |
| 九 番 | 田 中 敏弘 |
| 十 番 | 松 永 民夫 |
| 十一番 | 林 輝 見 |

十二番 青山 貞一
 十三番 水谷 久美子
 ○欠席議員
 なし

○地方自治法第二百二十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長 大橋 孝
 副町長 長谷川 悟
 教育長 並河 清次
 総務部長兼 田中 信行
 総務課長 川地 憲元
 企画政策課長 渡邊 章博
 総務部税務課長 野村 博治
 住民福祉部長 森 昭人
 住民福祉課長補佐 高橋 正人
 住民福祉課長 高橋 正人
 住民福祉課長 松岡 弘泰
 住民福祉課長 田中 一也
 生活環境課長 佐藤 嘉但
 産業建設部長 高木 伸一
 産業建設部参事 伊藤 幸広
 産業建設部長 伊藤 幸広
 農林振興課長

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

産業建設部企業誘致 大倉 修
 ・商工観光課長
 産業建設部 前田 勝治
 建設課長
 産業建設部 近藤 晴彦
 水道課係長
 会計管理者兼 田中 隆
 会計課長
 教育委員会事務局長兼 佐藤 昌子
 教育総務課長
 教育委員会 久保寺 利明
 生涯学習課長
 教育委員会 西脇 正信
 スポーツ振興課長
 消防総務課長 川添 公男
 消防長 近藤 清隆
 議会事務局長 西脇 和信
 議会事務局書記 國枝 利法

(開会時間 午前九時二十八分)

○議長(吉田太郎君) おはようございます。

平成二十九年第一回養老町議会定例会の開催に当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用のところ御出席賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員御起立をお願い

いたします。傍聴者の皆さんも御一緒をお願いいたします。

——「町民憲章」朗唱——

ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は、全員出席です。

なお、執行部におかれましては、桐山水道課長はインフルエンザのため欠席の報告を受けています。かわりに、近藤係長が出席します。また、高木住民人権課長は葬儀のため欠席の報告を受けています。かわりに、森課長補佐が出席しております。

ここで、町広報委員に限り今定例会の議場内の写真撮影と、報道機関に限り今定例会開催中に傍聴席より議場内の会議状況について、取材のための写真撮影を許可いたしました。また、議会改革特別委員会によるインターネット録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。

それでは、ただいまから平成二十九年第一回養老町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長（吉田太郎君） 日程第一、会議録署名議員の指名をいたします。

ます。

会議規則第二百二十七条の規定によって、一番 北倉義博君、二番 岩永義仁君を指名します。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第二、会期の決定を議題といたします。

ここで、二月二十七日、議会運営委員会が開催され、本定例会の運営等について審査されました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 林輝見君。

○議会運営委員長（林輝見君） 議長の命により、議会運営委員会の報告をいたします。

去る二月二十七日午前九時三十分より、委員及び正・副議長、並びに執行部の出席のもとに開会いたしました。

協議事項は、平成二十九年第一回養老町議会定例会の運営についてであります。

会期は、三月六日月曜日から三月二十一日火曜日までの十六日間で、会議開会時間は午前九時三十分と決定いたしました。

議事日程につきましては、一、開会宣言、二、会議録署名議員の指名、三、会期の決定、四、諸般の報告、五、平成二十九年町長施政方針の説明、六、議案の提案説明及び委員会付託、七、町政一般に関する質問、八、議案の審議、この順序で議会運営を行うことに決定いたしました。

一般質問は、議会二日目の三月十七日金曜日に行うことと決定しました。

次に、審議に関する議案につきましては、専決処分報告及び承認二件、条例の制定及び一部改正九件、町道路線の認定等三件、平成二十八年度一般会計及び特別会計補正予算六件、平成二十九年度特別会計の繰り入れ四件、平成二十九年一般会計及び特別会計等予算十一件、特別委員会の設置及び委員の選任二件、合計三十七件であります。

審議方法につきましては、議事日程の日程第五、専決処分の承認について（平成二十八年度養老町一般会計補正予算（第六号））と日程第六、専決処分の承認について（平成二十八年度養老町一般会計補正予算（第七号））の計二議案は、議会初日に上程後、提案説明を受け、質疑、討論を経て採決をすること。

次に、日程第七、養老町中小企業・小規模企業振興基本条例の

制定についてから、日程第十五、養老町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてまでの九議案と、日程第十九、平成二十八年度養老町一般会計補正予算（第八号）から日程第二十四、平成二十八年度養老町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第二号）についてまでの六議案の計十五議案は、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明を受け、総括質疑後、議案の内容ごとに所管の常任委員会へ付託し、審査すること。

次に、日程第十六、町道路線の認定についてから日程第十八、町道路線の廃止についてまでの三議案は、一括議題として議会初日に上程し、提案理由の説明を受け、総括質疑後、所管の常任委員会へ付託し、審査すること。

また、日程第二十五、平成二十九年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについてから日程第三十九、平成二十九年度養老町後期高齢者医療特別会計予算までの十五議案は、議会初日に一括議題として上程し、提案理由の説明を受け、総括質疑後、予算特別委員会の設置を議題とし、設置の議決後、議長と野村議員を除く全議員を委員に選任し、休会中に審査願うこと。

そして、議会最終日には、これら常任委員会及び予算特別委員会へ付託した三十三議案について一括議題として上程後、各委員会へ付託された議案についての審査報告を委員長から行い、委員長への質疑後、付託議案ごとに討論を経て採決すること。

なお、議案審査の付託先である予算特別委員会は三月九日木曜日と十日金曜日と十三日月曜日の三日間とも午前九時から、総務民生委員会は三月八日水曜日の午前九時三十分から、産業建設委員会は三月八日水曜日の午後一時三十分から開催するよう各委員長へ要請すること。

以上のように決定いたしました。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。
○議長（吉田太郎君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。
ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日、三月六日から三月二十一日までの十六日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日三月六日から三月二十一日までの十六日間と決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第三、諸般の報告を行います。

本日の日程については、お手元に配付してあるとおりであります。

また、監査委員から、地方自治法第二百三十五条の二第三項の規定により、平成二十八年十一月分から平成二十九年一月分の現金出納検査結果報告書が議長に提出されています。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第四、平成二十九年度町長施政方針の説明を議題とします。

ここで、町長の挨拶をいただき、続いて町長施政方針の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成二十九年の第一回定例会を開催いたしましたところ、議員全員の出席を賜りました。お忙しい中、大変ありがとうございます。

ございます。

現在、庁舎内でもインフルエンザが猛威を振るっておりまして、皆様方にも御自愛をいただきたいというふうに思っております。

ことしの第一回の定例会ということでございます。重要案件、二十九年度の予算、一般会計、特別会計予算の提案をさせていただいております。最重要課題として、養老改元一三〇〇年祭の本祭の年でございます。議員各位はもとより、町民ござってこのイベントに参加し、単なるイベントに終わらせるのではなく、養老町の将来をつくるというイベントでございますので、ぜひとも御参加をいただき、御協力もお願いしたいと思います。

それでは、平成二十九年度の施政方針を述べさせていただきます。

本日、ここに、平成二十九年第一回養老町議会定例会が開会され、新年度予算を初め、各般にわたる諸議案の御審議をお願いするに当たり、町政経営に関する所信の一端と主要施策の概要を申し上げます。

新年度は、新生養老まちづくり構想に掲げる、夢あるまちづくり事業の集大成の一年となります。住民、各種団体、事業者等との協働により養老改元一三〇〇年プロジェクトを成功に導き、町民が町の未来に明るい展望を抱くことができるよう、町政経営に道筋をつけることが私に課せられた最大の使命であると考えております。

私の政治信条である町民主導による公平・公正な町政経営により、第五次総合計画に掲げる将来像「誇りと愛着が持てる 絆を大切にすまちなち 養老」を実現するため、まちづくりに邁進してまいります。

町政の経営方針。

国の施政方針演説において、安倍晋三首相は、我が国を取り巻くさまざまな壁に挑戦する姿勢を「未来をつくる」という言葉に託し、国民に行動することを強く訴えました。この壁とは、人口減少、少子・高齢化、経済の低成長など、一人の力では到底打ち破ることができない構造的な問題から、私たち一人一人の心の中にある諦めという名の壁を含むものとしていきます。

こうした現状において、安倍首相は、みずからの未来をみずからの手で切り開く気概を持って取り組むという強い意志を持つことを国民に求めています。養老改元から千三百年を迎えるという記念すべき年において、本町にとつても、私たちの町の未来を私たちの手で切り開いていくという重要な一年になるものと考えています。

しかし、町の現状に目を向けてみますと、人口の著しい減少や少子・高齢化の進展など、多くの壁ならぬ、まちづくりを進める上での課題が山積をしております。本町が抱えるさまざまな壁を打ち破り、次の世代を担う子や孫たちのために、町の未来をつくるための諸施策に取り組み、町民誰もが夢に向かって頑張ることができるよう、各種事業を推進してまいります。

新年度において主要な事業となるのは、言うまでもなく養老改元一三〇〇年プロジェクトであります。東海環状自動車道の養老ジャンクションから（仮称）養老インターチェンジ間の建設や周辺道路の整備を初めとしたハード事業に加えて、全日本愛瓢会総会や養老新能、養老改元フェスタなど、本町の魅力が凝縮されたさまざまなソフト事業を織りまぜながら、町の活性化につなげてまいります。

また、町の未来に欠かすことのできない若者や子供たちに関すること、防災・減災を初めとした安全・安心に関すること、町民

にとつて最も身近な地域自治に関することに対しては、限られた財源の中ではありますが、積極的な取り組みを進めてまいります。しかし、さまざまな壁を打ち破るために必要なものは、行政の力でも予算でもありません。今、養老町に住んでいる町民の一人一人が、まさに「協心戮力」、心を一つにして、力を合わせて物事に取り組むことの気持ちで、未来への大きな転換点になるであろう、この大切な一年の意味をかみしめて過ごしていかなければなりません。

そして、第五次総合計画後期基本計画及び総合戦略に掲げられた「CHANGE」というまちづくりのキーワードをいま一度思い出していただきたいと思えます。このフレーズのアクション（行動、活動）には、思いを行動に移して、みずからの行動により町を変えていくという意味が込められており、そうした気概を町民一人一人が持ちながら、本町の未来をつくるために、ともに取り組んでいただきたいと存じます。

平成二十九年度予算編成。

本町の財政状況につきましては、平成二十七年度の経常収支比率が八三・六％と前年度よりやや持ち直し、健全化判断比率においても実質公債費比率が若干改善をしました。しかし、将来負担比率については〇・二ポイント悪化したほか、地方債の現在高が平成十九年度以降、年々増加し続けているなど、引き続き厳しい状況が続いていますが、本町の将来を見据えた未来創造型の予算編成となりました。

新年度の予算規模については、一般会計が前年度比一・八％増の百九億九千八百万円、国民健康保険特別会計など九つの特別会計及び企業会計は、前年度比三・三％減の八十七億八千七百五十万円で、総額は、前年度比〇・六％減の百九十七億八千五百五十

万円となりました。

一般会計予算の歳入面では、景気は緩やかな回復基調が見込まれることから、町税は、前年度比一・二％増の三十四億四千四百四十七万八千円を計上しましたが、地方交付税については、平成二十八年度の実績と新年度の地方財政計画を踏まえ、前年度比四％減の二十一億五百万円を見積もりました。

また、町債については、地方財源の不足に対処するための臨時財政対策債に五億一千万円を見込み、養北認定こども園（仮称）整備などの児童福祉施設整備事業債に二億九千万円、道路整備事業としては、地方道路等整備事業債に一億一千六百万円、体育施設整備事業債に一億五千九百万円など、総額で前年度比五・二％増の十二億三千七百七十万円を計上いたしました。

重点プログラム。

それでは、予算の概要について、第五次総合計画に掲げる重点プログラムから御説明申し上げます。

養老改元一三〇〇年プロジェクト（新生養老まちづくり）の推進。

いよいよ三月二十日に養老改元一三〇〇年祭の開幕を迎えます。当日は、若水取りからオープニングセレモニー、記念列車の発式を行い、本祭の幕あけを華々しくスタートさせたいと考えております。

新年度においては、養老らしい趣向を凝らした数々のイベントの開催を計画しており、その中でも、八月の養老薪能、十一月の養老改元フェスタ、まるごと肉まつり養老などは、特に本町の魅力がふんだんにちりばめられた事業となる予定でございます。このほか、本町のシンボルであるひょうたんの愛好家が全国から集まる全日本愛瓢会総会を開催するなど、全国規模の大会も複数予

定しており、十二月二十三日のクロージングまでの期間を町民と一体となって各種事業を推進し、本町の活性化につなげていきたいと考えております。

平成二十五年度から進めてまいりました養老改元一三〇〇年プロジェクト（新生養老まちづくり構想）も目標年次を迎えます。ここまでに至る過程において、町内各地の基盤整備を初め、一三〇〇年プロジェクトに関するさまざまな事業をハード・ソフトの両面から進めてまいりました。また、これと同時に、これからのまちづくりの担い手となる、人づくりもあわせて進めてまいりました。こうした取り組みの集大成となるものが養老改元一三〇〇年祭でございます。

養老改元一三〇〇年祭は、養老改元一三〇〇年プロジェクトの中でも、本町の今後を左右する大きな転機となるものであることから、万難を排して成功させなければならぬと思っております。そのためには、繰り返しとなりますが、町民が一丸となって取り組む必要がございますので、より一層の御理解・御協力をお願いいたしますと存じます。

次に、地域自治町民会議の設立と協働の推進。

協働とは、同じ目的のために協力して働くことという意味であり、本町では、第五次総合計画において初めて取り入れられた考え方であります。

また、この計画において地域協働とは、住民と行政のそれぞれが持つ特性を生かしながら、補完し合い、協力して地域課題の解決に当たることとされています。こうした考え方にに基づき、協働のまちづくりを進めるために、地域で核となる組織として、私の強い意向により進めているのが地域自治町民会議の設立であります。今年度においては、町内で二例目となる笠郷地域創生自治町

民会議が設立されました。また、広幡地区においても設立準備委員会が設立されており、自治町民会議の設立に向けた動きが活発化してきています。こうした動きをさらに加速させ、今後数年内に町内全ての地区において自治町民会議が設立されるよう、未設立の地区への働きかけを強めてまいります。

また、先進地区である上多度地区や笠郷地区に対しては、既存の補助金を集約し、地域の裁量により使い道が決められる自由度の高い交付金として交付し、自治町民会議の積極的な活動を支援してまいります。

次に、四つの主要施策について順次御説明申し上げます。

輝く人のまち【一人】。

まず、学校教育についてであります。

養老町教育大綱に基づき、養老町で子供を育ててよかったと誰もが実感できる教育を進めてまいります。コミュニティ・スクールについては、新年度において全ての小・中学校を指定し、学校と地域が一体となり、子供たちの成長を支えてまいります。

また、土曜授業については実施回数をややすとともに、「ふるさと養老」テキストを活用した授業を行うなど、学習機会の充実に努めてまいります。

子供の貧困対策の一環として取り組んでいる地域による学習支援「スマイルゲンちゃん学習会」については、学習支援員の増員や支援内容の拡充により、全ての子供たちが、家庭の経済事情にかかわらず、未来に希望を持ち、学習に取り組めるよう支援してまいります。

新年度においては、多様な保育・学習ニーズに対応するため、幼稚園と保育園双方のよさをあわせ持つ幼保連携型認定こども園を設置しますが、小学校教育への円滑な接続が図られるよう、保

育園・幼稚園、小学校との連携を強化してまいります。

次に、青少年育成についてであります。

今年度、三千編を超える多数の応募がありました「家族の絆・愛の詩」募集事業については、養老改元一三〇〇年祭に合わせて記念大会を開催し、思いやりと感謝の心を大切にされた親孝行のまち養老の心意気を全国に発信してまいります。

また、生涯学習についてであります。

本町の文化・芸術などの中核施設である中央公民館については、子育て世代の利用や交流の促進を図るとともに、働き方改革や女性の活躍の推進拠点として再整備を行ってまいります。

次に、生涯スポーツについてであります。

「一町民一スポーツのまち養老」を実現するため、乳幼児期・幼少期の体力向上につながる教室やバルシューレ教室などを開催し、誰もがスポーツに親しめるまちづくりを進めてまいります。

次に、人権擁護の推進についてであります。

人権啓発及び教育の拠点施設である福祉センターについては開設から四十年を迎えることから、記念大会を開催し、改めて全ての人々が心豊かで安心して暮らせる町を築くための機会とします。

二番目、活力のあるまち【基盤】。

まず、公共交通についてであります。

養老鉄道については、通勤・通学など町民生活の足として重要な交通機関であることから、沿線七市町で支援を行うとともに、平成二十九年中の事業形態変更に向け必要な手続を進め、路線の維持に努めてまいります。

次に、道路網についてであります。

東海環状自動車道については、養老ジャンクションから（仮称）養老インターチェンジ間までが完成をいたします。本町にと

って初めてのインターチェンジの開通となることから、大きな経済効果が期待される所です。また、名神高速道路の養老サービスエリア・スマートインターチェンジについても、平成三十年六月の開通に向け、さらなる事業の進捗を図ってまいります。

県道については、（仮称）養老インターチェンジへのアクセス道路である県道養老・平田線や養老サービスエリア・スマートインターチェンジと連絡する（仮称）橋爪大橋を初めとした整備を引き続き要望してまいります。

また、町道については、町民生活を支える社会基盤として適切な整備と維持管理を行い、安全で快適な通行空間の確保を図ってまいります。

次に、市街地、集落環境についてであります。

東海環状自動車道（仮称）養老インターチェンジの開通などによるストック効果が最大限に発揮されるよう基盤整備を行い、新規土地需要に対応した土地開発への適正な指導を行ってまいります。

次に、公営住宅についてであります。

改良住宅については、家賃滞納者や不適正入居者対策として、法的措置を含む毅然とした対応を行い、適正な管理につなげます。次に、上・下水道についてであります。

上水道事業については、災害に備えて耐震管への布設がえを進めるとともに、各ポンプ場施設の耐震診断を実施してまいります。下水道事業については、これまでの方針を転換し、下水道にかわる汚水処理施設として、合併処理浄化槽の設置を推進してまいります。

次に、農林業についてであります。

次代を担う農業を志す人に対し、就農直後の経営確立に資する

資金を支援するとともに、農地中間管理事業により農地の集積・集約を進めてまいります。

また、多面的機能支払交付金事業については、取り組み組織、取り組み面積をふやすとともに、農業・農村の地域維持活動や農地などの保全活動を実施する組織に対し、充実した支援を行ってまいります。

土地改良事業については、土地改良区の合理化に向けて協議を進めるとともに、圃場、幹線農道、排水機場等の農業基盤調査及び総合整備構想の策定に取り組み、今後の農業基盤整備事業の指針を定めてまいります。

森林の整備については、林地台帳の整備を進めるとともに、林道橋の点検を行い、施設の長寿命化に向けて取り組んでまいります。

食肉事業センターについては、新施設の建設促進に関して、関係者との協議を進め、事業主体の決定を見据えて候補地の取得に対応できるよう取り組んでまいります。

次に、商工業についてであります。

養老町商工会の各種事業を支援するとともに、金融機関との連携を強化し、小規模事業者の活性化を進めてまいります。

企業立地の促進については、工場等設置奨励金制度の拡充を検討し、本町の土地の特性を生かしたPRにより企業立地を促進してまいります。

次に、観光についてであります。

養老駅への観光コンシェルジュの設置や養老公園内での無料カーットの運行により、来訪者に対する利便性の向上を図ります。

また、観光広報大使の敦士氏によるイベント出演及び広告媒体への露出のほか、マスコミへの情報提供、SNS等による効果的

な観光PRを行ってまいります。

三、安心・安全なまち【暮らし】。

まず、子育て支援についてであります。

合計特殊出生率の著しい低下が見られ、少子化の傾向に拍車がかかっており、安心して子育てができる環境の整備は本町での喫緊の課題であります。

養北認定こども園（仮称）建設事業については、平成三十年度の開園を目指し、事業者に対して補助を行い、保育環境の整備を進めてまいります。また、この施設には地域子育て支援室と病後児保育室が併設される予定であり、子育て世代の育児不安の解消や多様な保育ニーズに対応してまいります。

移住・定住の促進については、子育て世帯の住宅取得に係る費用の助成に加え、相談会などへの積極的な参加を計画しており、町外からの移住者の確保に努めてまいります。

次に、健康づくりについてであります。

がんの早期発見・早期治療に結びつけるため、新年度より三カ年限定で、胃内視鏡検査を含む胃、肺、子宮、乳の全てでワンコイン（五百円）検診を導入いたします。

国民健康保険については、被保険者の減少に加えて医療費が増加し、非常に厳しい財政状況になっていることから、特定健康診査の実施による生活習慣病の早期発見・早期治療の啓発に努め、全ての町民が健やかに生活できる健康なまちづくりを目指してまいります。

次に、高齢者福祉についてであります。

介護保険については、介護予防・日常生活支援総合事業（新しい事業）がスタートすることに伴い、現行制度からの円滑な移行を進めるとともに、第七期介護保険事業計画の策定に当たり、利

用者ニーズの把握に努めてまいります。

また、長寿祝い金については、七十五歳以上の方への一律支給から節目の年齢の高齢者へのみ支給するよう改め、事業を縮小した財源を活用し、認知症カフェの拡充や軽度認知障害の早期発見など、認知症対策に力を入れてまいります。

次に、障害者福祉についてであります。

障害がある人の自立支援のための施策を総合的・計画的に推進する障がい者・障がい福祉計画については、アンケート調査を実施するとともに、関係者の意見を踏まえ、策定してまいります。

また、（仮称）養北ことばの教室の整備を進め、未就学児の児童発達支援についても充実を図ってまいります。

次に、環境対策についてであります。

ごみの減量化については、第二次一般廃棄物（ごみ）処理基本計画及びプラスチックごみの資源化を中心に見直しを行い、一般廃棄物の適正な処理と資源ごみの分別を徹底し、再利用・再資源化の向上と、環境負荷軽減に取り組んでまいります。

次に、消費者行政についてであります。

町民が安心・安全に暮らせる地域社会づくりを目指し、消費トランプルの未然防止のため引き続き啓発活動に取り組むとともに、専門相談員による相談窓口体制の充実を図ってまいります。

次に、防災対策についてであります。

災害は、発生時の適切な対応により、被害を最小限にとめることができることから、全国各地で発生している災害を教訓に、災害時の対処方法の見直しに着手してまいります。

防災行政無線については、一斉放送による一部地域での聞きづらさを解消するため、時差放送を取り入れ、災害時等の情報伝達体制の強化に努めてまいります。

また、自主防災組織による避難所設営訓練の実施を促すほか、避難生活の長期化に備えて備蓄物資の見直し、拡充を行ってまいります。

治水対策事業については、国の直轄管理河川である牧田川において堤防改修やしゅんせつ工事、揖斐川右岸の大巻地内における防災拠点整備が継続して実施されます。県管理河川においても、津屋川改修工事や河道内の樹木伐採などが引き続き予定されております。今後も、町民の生命・財産を守るため、河川整備の促進を国や県へ強く要望してまいります。

次に、消防・救急についてであります。

消防団については、小型動力ポンプ三台を更新するほか、災害現場等での団員の安全性を確保するため、ケプラー手袋を配備し、装備の充実・強化を図ってまいります。

消防本部については、消防庁舎耐震補強計画に基づき、養老消防庁舎の耐震化について実施設計を進めてまいります。また、東海環状自動車道（仮称）養老インターチェンジの開通などに伴う各種災害に対応するため、水槽付消防ポンプ自動車を更新いたします。

地域経営の推進。

まず、情報の共有化についてであります。

マイナンバー制度については、行政機関間の情報連携が七月より開始される予定であることから、円滑に制度が運用されるよう準備を進めてまいります。

次に、住民参画と地域協働についてであります。

協働のまちづくりの推進を図るため、先進地区である上多度地区や笠郷地区に対しては、事務局機能の強化や地域総合活動交付金などの拡充により、早期に活動が軌道に乗るよう支援をします。

また、未設立の地区に対しては、説明会の開催や先進地区の取り組み事例を情報提供することにより、町内全域において自治町民会議の設立が促進されるよう取り組んでまいります。

最後に、自治体経営についてであります。

地方財政については、国の財政と同様に、依然として厳しい状況ではありますが、経済再生の進展を踏まえて、地方税収などは回復の兆しがあると言われております。また、消費税増税の再延期や海外の経済リスクなどにより景気の先行きが不透明であることから、町税への依存率が高い本町の歳入においては、依然として予断を許さない状況にあります。

歳入の根幹である町税については、町民税や固定資産税などでわずかながら増収が期待できるものの、たばこ税においては減収となり、全体では微増と見込んでおります。

また、将来にわたって安定した財源が確保できるよう、適正な課税はもとより、自主納付の推進や早期の納付勧奨、徴収推進室を中心とした公債権の滞納管理一元化などにより、税収等の確保並びに収納率の向上に全力で取り組んでまいります。

ふるさと納税につきましては、まちづくりを活用するための貴重な財源になるものと期待しており、返礼率の拡充や参加事業者の確保に積極的に取り組み、魅力ある寄附金制度としてまいります。

以上、町政経営の所信の一端と主要施策について申し述べてまいりました。

議員各位及び町民の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

○議長（吉田太郎君） 町長の施政方針の説明が終わりました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第五、承認第一号 専決処分の承認について（平成二十八年度養老町一般会計補正予算（第六号））を議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました承認第一号 専決処分の承認について（平成二十八年度養老町一般会計補正予算（第六号））につきまして、その概要を説明させていただきます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ六百八十二万二千元を追加し、予算総額を百十二億四千四百六十一万七千円とするもので、平成二十九年二月十日付で専決処分をしたものであります。

補正の内容は、除雪対策費の増額でありまして、詳細につきましては、産業建設部長に補足説明をさせますので、御承認を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 産業建設部長、補足説明。

○産業建設部長（佐藤嘉但君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

まず七ページでございますが、款八土木費、項二道路橋梁費、二目道路橋梁維持費の除雪対策費でございますが、既に一月の降雪に伴い、業者委託により除雪及び凍結防止剤散布を行いました。二月上旬の降雪状況に鑑み、気象動向を勘案いたしました。当初予算額に対し不足が見込まれる委託料六百八十二万二千元を専決処分により増額補正させていただきました。

次に、六ページの歳入の説明であります。款十八繰越金、項一繰越金、一目繰越金の前年度繰越金につきましては、その財源として充てるため、歳出と同額の六百八十二万二千元を増額補正いたしましたものとございます。

以上で、補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 九番 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） 今、除雪対策費ということで六百八十二万

二千円の補正ということで、二月からは雪は降っていないんですが、一応今年度の実績といえますか、それからこの根拠はどのようにはじかれたのか、二点お尋ねします。

○議長（吉田太郎君） 前田建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（前田勝治君） ただいまの田中議員の御質問にお答えします。

二月以降の支出の状況につきましては、除雪作業として延べ八時間ほど出ました。

それと根拠につきましては、除雪のする日にちを二日と計算しまして、除雪業務は三十五業者による二日間の業務と、それと凍結防止剤の散布の二日間、五業者を計算して、計算を行いました。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） 補足説明を佐藤産業建設部長。

○産業建設部長（佐藤嘉但君） 田中議員の御指摘にありました、

二月は雪が降っていないんじゃないかというお話でしたが、実は二月十日に降雪がありまして、その時点で、その後、降雪が続くのではないかということで、当然予算の裏づけがないまま、そのまま見過ごすことはできないということでございますので、二月十日現在で専決処分をさせていただいたということでございます。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり承認することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第六、承認第二号 専決処分の

承認について（平成二十八年度養老町一般会計補正予算（第七号））を議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました承認第二号 専

決処分の承認について（平成二十八年度養老町一般会計補正予算（第七号））につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ百九十二万六千円を追加し、予算総額を百十二億四千六百五十四万三千円とするもので、国の翌債承認日等に合わせて、平成二十九年二月二十三日付で専決処分をしたものであります。

主な補正の内容は、元気な農業産地構造改革支援事業の追加採択、スマートインターチェンジ建設事業のNEXCO負担金の確

定に伴うものなどがございます。

詳細につきましては、産業建設部長に補足説明させますので、御承認賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 佐藤産業建設部長、補足説明。

○産業建設部長（佐藤嘉但君） それでは、私のほうから補正予算の補足説明を申し上げます。

まず最初に歳出の説明でございますが、十ページの款六農林水産業費、項一農業費、三日農業振興費の元気な農業産地構造改革支援事業でございますが、農業法人二件の機械購入に対して、県より追加の事業採択がありましたので、申請に基づき補助金百九十二万六千円を増額補正いたしました。

次に、款八土木費、項二道路橋梁費、三目道路橋梁新設改良費のスマートインターチェンジ建設事業につきましては、物件移転費用負担に関する協定締結により、共同事業者であるNEXCO（中日本高速道路株式会社）の負担金額が確定いたしましたので、財源更正を行うものでございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

八ページでございますが、款十四県支出金、項二県補助金、四目農林水産業費県補助金の農業費補助金でございますが、元気な農業産地構造改革支援事業補助金として百六十二万五千円を増額補正いたしました。

次に、款十七繰入金、項一基金繰入金、一目財政調整基金繰入金につきましては、歳出予算の財源更正等に伴い減額するもので、内訳として、元気な農業産地構造改革支援事業補助金については三十万一千円の増額、スマートインターチェンジ建設事業につきましては六百七十五万三千円を減額、差し引き六百四十五万二千円を減額補正したものでございます。

次に、款十九諸収入、項五雑入、六目雑入では、NEXCOの物件移転費用負担金として、二千四百五万三千円を増額いたしました。

次に九ページでございますが、款二十町債、項一町債、三目土木債の地方道路等整備事業債につきましては、歳出予算の財源更正に伴い、一千七百三十万円を減額するものでございます。

次に四ページでございますが、「第二表 繰越明許費補正」では、スマートインターチェンジ建設事業の土地購入及び物件移転補償について、年度内に完了しない見込みのため、九千二百九十六万三千円を新たに追加させていただきました。

最後に五ページになりますが、「第四表 地方債補正」の地方道路等整備事業債につきましても、スマートインターチェンジ建設事業、歳出予算の財源更正に伴い限度額を減額し、八千百万円に変更するものでございます。

以上で、補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太郎君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 物件移転協定日はいつだったのか、また協定場所と、それと行政からは誰が立ち会われたのか、その点伺います。

○議長（吉田太郎君） 前田建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（前田勝治君） ただいまの水谷議員の御質問にお答えします。

移転の日にはいつかということでございます。この日にちに

つきましては、二十三日で地権者との契約が完了いたしました。
それから場所につきましては……。

○十三番（水谷久美子君） 物件移転日の協定対応について。

○産業建設部建設課長（前田勝治君） 済みません、勘違いしておりました。

NEXC Oとの協定につきましては、二十九年二月六日、書面にて交わしております。以上でございます。

○十三番（水谷久美子君） 立ち会いは誰でしょう。

○産業建設部建設課長（前田勝治君） NEXC O 中日本高速道路株式会社 名古屋支社長と養老町長で文書を交わしております。

○議長（吉田太郎君） 高木産業建設部参事、答弁。

○産業建設部参事（高木伸一君） ただいまの御質問の立ち会いにつきましては、基本的に書面で取り交わしております。こちらとしましては係長が対応して書面で交わしております。中日本高速道路の羽島保全の事務所の担当者、立ち会いは書面にて交わしているという形で進めております。

場所につきましては、養老町役場で協議をしまして、そこで交わしたという形になっております。以上です。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり承認することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。
これより暫時休憩といたします。再開は十時四十五分といたします。

（午前十時二十九分 休憩）

（午前十時四十四分 再開）

○議長（吉田太郎君） 休憩を解き、再開いたします。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第七、議案第一号から日程第十

五、議案第九号までの九議案は、本日は逐条上程後、提案理由の説明を受け、議案ごとに総括質疑のみ行います。

なお、これらの議案は議案ごとに所管の常任委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでは総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願い申し上げます。

それでは、日程第七、議案第一号 養老町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第一号 養

老町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について説明をさせていただきます。

国においては、平成二十六年六月に小規模企業振興基本法が制定され、基本原則では、小規模企業の振興は、その事業の持続的発展が図られるように行わなければならないと規定をされました。地方自治体においても、小規模企業の振興に関する施策の策定、実施が責務とされております。

また、県におきましても、昨年四月より岐阜県中小企業・小規模企業振興条例が施行され、基本理念には、中小企業の経営改善及び向上を図るための自主的な努力が促進されること、小規模企業者の持続的な発展を図るための取り組みが促進されること、産・官・学・金の連携により施策を推進することが規定されており、県の責務と市町村の役割が明記されております。

こうした国や県の条例制定の動きに合わせて、町商工会からも条例制定の要望がありましたので、本町におきましても、中小企業・小規模企業の振興について養老町中小企業・小規模企業振興基本条例を制定したく、提案するものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせていただきますので、十分な御審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田太郎君） 大倉企業誘致・商工観光課長、補足説明。
○産業建設部企業誘致・商工観光課長（大倉 修君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

本条例案の内容について、条を追って御説明申し上げます。
まず第一条では、本条例を制定する目的について規定しており、商工会、金融機関及び養老町が、それぞれの役割について相互理解を深めることにより中小企業の発展を促し、地域経済の活性化と町民生活の向上に寄与することを目的と定めております。

第二条では、用語の定義を明記し、第三条では、基本理念として国・県、その他関係団体などと連携をするとともに、町民が理解し、協力することを基本として振興を図られるようにと定めております。

第四条では、町の責務として、第三条の基本理念に基づいた施策を実施するよう定めております。また、町は、中小企業等の振興に関する施策を実施する場合には、中小企業者等と商工会の意

見を反映すること及び中小企業者等が豊かな地域社会づくりへの貢献や地域住民の生活向上及び交流の促進に寄与していることについて、住民への理解を深めるよう努めることを定めております。第五条では中小企業者等の努力を、第六条では商工会の役割を、また第七条では金融機関の役割を、さらに第八条では町民の理解と協力について定めております。

第九条では、施策の基本方針として七つの事項を定めております。

第十条では、本条例の施行に関し必要な事項として、規則・要綱等への委任について定めております。

最後に、附則として、本条例は平成二十九年四月一日から施行するものでございます。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。
ただいまより総括質疑を行います。

なお、この議案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでは、所属外で総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願い申し上げます。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 十番 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） 第九条のところ、いろんな養老町等が支援をするというような項目がございます。また、第九条の（五）、ここでは融資制度及び信用補完制度の充実というように掲げてございますが、具体的にどのような支援、充実を図るのか、わかれば教えていただきたいと思っております。

○議長（吉田太郎君） 大倉企業誘致・商工観光課長、答弁。

○産業建設部企業誘致・商工観光課長（大倉 修君） ただいまの松永議員の御質問ですけれども、融資制度につきましては、先般総合戦略の金融機関と包括連携協定等を結んでおります。その関係の中におきまして、より養老町に合った補償制度というものを今後検討してまいりたいというふうに考えるところでございます。具体的なものは今後ということでございますので、よろしくお願いたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 十番 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） 融資制度はそのよう結構でございますが、その（二）から（四）に関して、いろんな事業の支援というところがございますが、この支援については、養老町が財政的に支援するのか、また人材的な支援も行うのか、ただ文言だけの支援なのか、その具体的なことがわかれば。

○議長（吉田太郎君） 大倉企業誘致・商工観光課長、自席答弁。

○産業建設部企業誘致・商工観光課長（大倉 修君） ただいまの御質問ですけれども、本町と中小企業者、また商工会、金融機関等と連携を図りながら進めていくということでございまして、これまで、主に商工会に対しまして補助金ということで支援をす中で進めてまいりましたけれども、今後は、これまでの支援の内容だけでいいのか、それよりもっと踏み込むのかということも含めまして、今後連携を深めながら促進してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願申し上げます。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 二番 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） 私のほうから、第八条の部分についてお聞きしたいんですけども、この中に、町内において生産、製造及び加工される、要するに町内で作ったものは町内で使いましょうということ提起しているようにお見受けできるんですけども、これは養老町役場においても同じ考え方というふうに捉えてよろしいのでしょうか。例えば今入札でいろんなものを購入していますけれども、町内の業者で生産しているものがあれば、そちらを優先して購入していく、利用していくというような考え方がという質問です。

○議長（吉田太郎君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 岩永議員の質問にお答えをさせていただきます。

あくまで優先ということ、同等であったり、同質であったりするのなら、町内の業者のものを使っていこうというような考え方を持っております。明らかに単価が違うというような場合においては、幾ら町内の製品であろうとも、それはできないであろうというふうに思っております。また、ふるさと納税等の返礼品につきましても、やっぱり町を代表する商品であったりするというのなら、そういうものもできる限り販売をしていこうというのが、この条例の趣旨だというふうに理解をしております。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第八、議案第二号 養老町個人情報保護条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

す。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第二号 養老町個人情報保護条例等の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号、平成二十九年五月三十日施行）による特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の改正に伴い、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務部長に補足説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 田中総務部長、補足説明。

○総務部長兼総務課長（田中信行君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

議会定例会資料の養老町個人情報保護条例新旧対照表（第一条関係）をごらんいただきたいと思います。

まず、第二条第四号の改正につきましては、改正後の番号法第二十六条において、同法第二十三条に規定する特定個人情報の提供等の記録のほか、地方公共団体等の条例で定める特定個人情報等の情報照会及び情報提供事務について準用されることに伴う改正でございます。

次に、第十四条の二の改正については、番号法の改正により引用する条文が変わりましたので、それを改めるものでございます。次のページですが、養老町個人情報保護条例の一部を改正する

条例の新旧対照表（第二条関係）をごらんください。

改正後の番号法第三十一条第一項の規定によりまして、情報提供等の記録の提供先等への通知先として、番号法第十九条第八号に規定する条例事務関係情報照会者もしくは条例関係事務関係情報提供者を加えるものでございます。

次に、施行日についてであります。この条例は、番号法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日、平成二十九年五月三十日から施行いたします。

以上で、補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、この議案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでは、所属外で総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願い申し上げます。

質疑はありませんか。

「なし」の声あり

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第九、議案第三号 養老町職員勤務時間、休暇等に関する条例及び養老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第三号 養老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び養老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十三号）が平成二十八年六月三日に公布され、平成二十九年四月一日から施行されることに伴い、町職員の育児制度について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務部長に補足説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田太郎君） 田中総務部長、補足説明。

○総務部長兼総務課長（田中信心君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、養老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正及び養老町職員の育児休業等に関する条例の一部改正ということで二条建てとなっておりますが、いずれも児童福祉法第六条の四の改正により、「養子縁組里親」が新たに定義づけられたことに伴うもので、養育する子の範囲の規定中の引用条項及び表現を法の改正に合わせて改正するものでございます。

次に施行日についてありますが、この条例は平成二十九年四月一日から施行いたします。

以上で、補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、この議案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでは、所属外で総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願い申し上げます。

質疑はありませんか。

「なし」の声あり

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第十、議案第四号 養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第四号 養

老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

文部科学省の指導を受け、「適正就学指導委員会」を「教育支援委員会」に改めることに伴うもの、及び農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の改正に伴い、新制度の農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬を新たに規定するため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、第一条関係を教育総務課長、第二条関係を農林振興課長に補足説明させますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 佐藤教育委員会事務局長、補足説明。

○教育委員会事務局兼教育総務課長（佐藤昌子君） それでは、

第一条関係について、私のほうから補足説明をさせていただきます。

現在、就学指導委員会では、特別な支援を要する児童・生徒及び幼児に対し、その状況に応じ就学先の決定を行っておりますが、決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「教育支援委員会」といった名称とすることが適当であるという指導を受け、養老町適正就学指導委員会規則を廃止し、養老町教育支援委員会規則として新たに制定しますので、

養老町非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の別表中にある「適正就学指導委員会委員」を「教育支援委員会委員」に文言を改めるものとございます。

附則としまして、この条例は平成二十九年四月一日から施行するものとします。

以上で、第一条関係の補足説明とします。

○議長（吉田太郎君） 伊藤農林振興課長、補足説明。

○産業建設部農林振興課長（伊藤幸広君） それでは、第二条関係について、私のほうから補足説明をさせていただきます。

農業委員会の会長及びその他の委員の月額報酬につきましては、これまでと同額で、それぞれ一万六千五百円、一万一千五百円の基本額とさせていただいております。今度新たに設置されます農地利用最適化推進委員の月額報酬につきましては、九千円の基本額とするものとございます。

なお、報酬につきましては、月額とは別に、加算額といたしまして「予算の範囲内で町長が定める額」を規定しております。この加算額につきましては、農地利用の最適化のための農業委員及び農地利用最適化推進委員の積極的な活動に要する経費といたしまして交付されます農地利用最適化交付金を根拠として加算するものとございます。

附則といたしまして、第二条関係の改正条例の施行日は、ただし書きにより、平成二十九年七月二十日としておりますが、これは新たな委員さんの任期が七月二十日からとなっているためでございます。

以上で、第二条関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。ただいまより総括質疑を行います。

なお、この議案は内容ごとに各常任委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでは、所属外で総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

「なし」の声あり」

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第十一、議案第五号 養老町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第五号 養老町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

公務のため旅行する職員等の旅費のうち、日当を廃止するため所要の改正を行うものとございます。

詳細につきましては、総務部長に補足説明をさせますので、よろしく願います。

○議長（吉田太郎君） 田中総務部長、補足説明。

○総務部長兼総務課長（田中 信行君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

議会定例会資料の養老町職員等の旅費に関する条例の新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

今回の改正は、職員等の普通旅費のうち日当を廃止するもので、第六条第一項以下の関係する条文の「日当」の規定を削除するものでございます。

施行日についてですが、この条例は平成二十九年四月一日から施行しますが、経過措置として、改正後の条例の規定は施行日以後に出発する旅行から適用することとし、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例によるものいたします。

以上で、補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、この議案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思えますので、ここでは、所属外で総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願い申し上げます。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第十二、議案第六号 養老町税

条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第六号 養

老町税条例等の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十六号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第三百六十号）が、平成二十八年十一月二十八日に公布されました。また、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律

（平成二十八年法律第七十号）が平成二十八年六月七日に公布され、これらに伴い、養老町税条例等の一部を改正するものがございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 渡邊税務課長、補足説明。

○総務部税務課長（渡邊章博君） それでは、補足説明をさせていただきます。

たきますので、よろしくお願いを申し上げます。

別添資料の税条例新旧対照表をお願いをいたします。

まず、養老町税条例の一部を改正する条例（第一条関係）というところでございます。

一ページにございます第二十八条の二における改正では、特定非営利活動促進法の改正により、「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に名称変更する規定の整備というところでございます。

続きまして、二ページということで、附則の第四条の三の二でございまして、ここにおきましては、消費税率の引き上げ時期の変更に伴いまして、個人住民税における住宅ローン控除の適用期限を延長するというものでございます。

続きまして、養老町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例（第二条関係）ということでございます。

まず、この改正第一条、このページにおきましては、一ページから十四ページにわたる部分でございまして、さきの六月議会に御議決をいただきました平成二十九年四月の消費税率一〇%への引き上げを前提といたしました自動車取得税を廃止し、軽自動車税に環境性能課税といたしまして環境性能割を創設すること、また法人町民税、法人税割の一部が国税化されることに伴

い、法人税率の税率を変更することにつきまして、増税時期を平成三十一年十月に改めることによる規定の整備ということをごさ
いまして、第十一条の三から第七十三条及び附則第十二条の二か
ら附則第十三条において、関係条文の削除を行うというものでご
ざいます。

なお、十二ページから十三ページにございます附則第十三条に
おきましては、現行の軽自動車税のグリーン化特例、これは軽課
でございますけれども、一年間延長するという規定の整備という
ことでございます。

続いて、改正の第一条の二ということ、ページで申しますと、
十四ページから二十二ページにわたる部分でございます。ここに
おきましては、前条、改正第一条におきまして削除を行いました
第十一条の三から第七十三条及び附則第十二条の二から附則第十
三条において新たに規定をするというものでございます。

なお、附則第十三条、ページで申し上げますと二十一ページと
二十二ページにわたる部分でございますけれども、環境性能割の
導入に伴い、現行の軽自動車税を「種別割」に名称変更すると
もに、経年車重課を規定するというものでございます。

続きまして二十二ページでございますが、改正附則第一条では
施行期日を定めるものでございまして、改正第一条中、附則第十
三条においては平成二十九年四月一日から、また、改正第一条の
二における軽自動車税の環境性能割の導入及び法人税割の税率の
引き下げにつきましては、平成三十一年十月一日とするものでご
ざいます。

続きまして二十三ページの下段になりますけれども、改正附則
第二条の二におきましては、法人税割の税率引き下げ時期が変更
になったことに伴う規定の整備ということでございます。

続いて二十四ページでございますけれども、改正附則第二条の
三では、軽自動車税の環境性能割の導入時期が変更になったこと
に伴う軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の一年延長に係る経
過措置ということでございます。

それから改正附則第三条におきましては、軽自動車税の環境性
能割の導入時期が変更になったことに伴う適用年度の変更という
ことでございます。

最後に、施行日につきましては、この条例は公布の日から施行
するものでございます。

なお、第一条中、養老町税条例第二十八条の二第一項ただし書
きの改正規定は、平成二十九年四月一日から施行するということ
でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、この議案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思
いますので、ここでは、所属外で総括的あるいは大綱的な質疑に
とどめていただくようお願い申し上げます。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第十三、議案第七号 養老町国

民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたし
ます。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第七号 養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

本町の国民健康保険は、被保険者の減少及び景気の低迷などに伴い保険税収入が低下している中、被保険者の高齢化や医療技術の高度化などによる医療費は増加傾向にあります。

そこで、平成二十八年度に税率等を改正したところでありますが、依然、国民健康保険の財政状況は大変厳しいものとなっております、このような状況の中、今後も安定的な運営を図るため、保険税率について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当部長に補足説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 野村住民福祉部長、補足説明。

○住民福祉部長（野村博治君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

議会定例会資料の国民健康保険税条例新旧対照表、後ろから三枚目になります。新旧対照表のほうをごらんください。

まず、第三条第一項では、療養給付分の所得割額の税率を現行の「五・九二％」から「六・九二％」に、第七条では、後期高齢者支援分の所得割額の税率を現行の「二・〇五％」から「三・〇五％」に、第十一条では、介護納付金分の所得割額の税率を現行の「二・〇一％」から「三・〇一％」に改正するものであります。施行期日は、平成二十九年四月一日から施行するものでございます。

以上で、補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。ただいまより総括質疑を行います。

なお、この議案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでは、所属外で総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願い申し上げます。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 九番 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） ちよつと二点で伺いたいと思います。

一点目は、税率が一％、三項目にわたって改正されるわけですが、これが可決した場合、想定される増収額の金額と、それから所得割ということが表示してありますが、資産割は関係ないということでしょうか。その二点伺います。

○議長（吉田太郎君） 森住民人権課課長補佐、答弁。

○住民福祉部住民人権課課長補佐（森 昭人君） ただいまの田中議員の御質問にお答えいたします。

一点目の税率、所得税の一％増した場合の増収の見込み額でございますが、八千万ほどの増収を見込んでおります。

それから、二点目の所得割、資産割の関係でございますが、ちよつと補足ではございますが、近隣の市町村では、所得割、資産割、均等割、平等割の四つの方式をとっておる市町村が大部分でございます。そのうちの一番大きな比率の所得割、これが重点的にとりまして、資産割のほうについては、今は考えておりません。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第十四、議案第八号 養老町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。
大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第八号 養老町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、御説明をさせていただきます。

平成二十九年三月に策定いたします第二次一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、循環型社会形成に向けた取り組みを促進させるため、これまでのごみ収集の方法を一部変更して、さらなるごみの減量化と資源化を図るもので、これに伴い、養老町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせていただきますので、よろしく願います。

○議長（吉田太郎君） 田中生活環境課長、補足説明。

○住民福祉部生活環境課長（田中一也君） それでは、補足説明をさせていただきます。

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第一条の三の規定に基づいて策定しております。

平成十九年三月に策定いたしました第一次一般廃棄物（ごみ）処理基本計画が、計画期間であります十年を経過することに伴い、新たに第二次一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定して、平成二十九年四月より現在の住民ニーズに即したごみの減量化と資源化の取り組みを図ってまいります。

その取り組みの一つといたしまして、現在行っておりますビニール・プラスチック類ごみの収集を平成二十九年三月をもって廃止とし、四月から資源化できないプラスチックやビニール製品は燃やせるごみとして収集するものでございます。

また、新たに再資源化できるプラスチック製の容器や包装類をプラスチック製容器包装として収集して、リサイクル化を促進する取り組みを図るため、養老町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正するものであります。

以上で、補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、この議案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでは、所属外で総括的あるいは大綱的な質疑とどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

「なし」の声あり」

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第十五、議案第九号 養老町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。
大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第九号 養老町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

消費税率が延期されたことを受け、現行の軽減を継続する旨の

通達がありましたので、平成二十九年度における保険料率の特例を規定するため、養老町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしく願います。

○議長（吉田太郎君） 高橋健康福祉課長、補足説明。

○住民福祉部健康福祉課長（高橋正人君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

お手元の資料の一番最後のページになりますが、新旧対照表を
ごらんください。

平成二十七年四月十日公布の介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正により、平成二十七年以降、消費税率の引き上げの公費を投入して低所得者の保険料軽減を実施すると決定されたため、当町におきましては、平成二十七年から平成二十八年度までの間、第一段階の第一号保険料の軽減を条例に規定しておりましたが、平成二十八年十二月二十八日、厚生労働省より消費税率が延期されたことを受け、現行の軽減を継続する旨の通達がありましたので、平成二十九年度における保険料率の特例を規定するため、条例の一部を改正する条例の一部を改正するものであります。

施行日は公布の日からでございます。

以上で、補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。
なお、この議案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでは、所属外で総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第十六、議案第十号から日程第十八、議案第十二号までの三議案は、本日は一括議題とし、上程

後、提案理由の説明を受け、総括質疑のみを行います。

なお、これらの議案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思しますので、ここでは、総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願い申し上げます。

それでは、日程第十六、議案第十号 町道路線の認定についてから日程第十八、議案第十二号 町道路線の廃止についてまでの三議案を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま一括上程を賜りました議案第十号

町道路線の認定についてから議案第十二号 町道路線の廃止についてまでにつきまして、説明をさせていただきます。

今回の町道路線の認定、変更及び廃止については、いずれも養老サービスエリア・スマートインターチェンジ建設事業に伴うもので、それぞれ道路法の規定に基づき、議会の議決を求めるところでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしく願います。

○議長（吉田太郎君） 前田建設課長、補足説明。

○産業建設部建設課長（前田勝治君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第十号 町道路線の認定につきましては、養老サーブリエリア・スマートインターチェンジ建設事業に伴うもの一路線であります。

橋爪一号線につきましては、これまでの養老サーブリエリア・スマートインターチェンジ地区協議会において計画の一部変更が承認され、本路線がアクセス道路と位置づけられたことに加え、スマートインターチェンジアクセス道路の整備が平成二十九年度より、国の個別補助事業の対象として拡充され、この補助採択要件を満たす必要があることから、新たに認定を行うものです。

なお、今回の認定により、延長路線が約七百八十メートルの増となる予定でございます。

詳細につきましては、議案に添付しております図面を御確認いただきたいと思います。

続いて、議案第十一号 町道路線の変更につきましては、養老サーブリエリア・スマートインター建設事業に伴うもの二路線であります。

まず、整理番号一の橋爪二十一号線につきましては、先ほど御説明しました議案第十号 町道路線の認定において、橋爪一号線として認定を予定している路線と重複することとなるため、路線の起終点を変更するものであります。

次に、整理番号二の橋爪四十二号線でございますが、この路線は、平成二十四年六月に国土交通大臣より養老サーブリエリア・スマートインターチェンジへの連結許可施設として許可を受けている路線で、スマートインターチェンジの計画変更に伴い、アクセス道路の変更が必要となったため、路線の起終点を変更するものであります。この変更により、道路延長が約五百八十一メートルの減となる予定でございます。

詳細につきましては、議案に添付しております図面を御確認いただきたいと思います。

最後に、議案第十二号 町道路線の廃止につきましては、養老サーブリエリア・スマートインターチェンジ建設事業に伴うもの二路線であります。

整理番号一のスマートインター一号線、整理番号二のスマートインター二号線については、平成二十五年三月にスマートインターチェンジ建設事業計画に基づき路線認定を行いました。スマートインターチェンジの計画変更に伴い、町道路線を廃止するものであります。

なお、この廃止により、道路延長が約百四十六メートルの減となる予定でございます。

詳細につきましては、議案に添付しております図面を御確認いただきたいと思います。

以上で、一括上程を賜りました議案第十号 町道路線の認定についてから議案第十二号 町道路線の廃止についての補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、これらの議案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでは、所属外で総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願い申し上げます。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第十九、議案第十三号から日程

第二十四、議案第十八号までの六議案は、本日は逐条上程後、提案理由の説明を受け、議案ごとに総括質疑のみ行います。

なお、これらの議案は、議案ごとに所管の常任委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでは、総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願い申し上げます。

それでは、日程第十九、議案第十三号 平成二十八年度養老町一般会計補正予算（第八号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第十三号

平成二十八年度養老町一般会計補正予算（第八号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ一億五千八百三十七万九千円を減額し、予算総額を百十億八千八百十六万四千円とするものでございます。

主な内容は、ケアホーム等整備事業を新たに計上し、その他、それぞれの事業費の見込みに基づく障害者自立支援給付事業、救急医療施設運営事業、私立保育所運営事業、児童手当支給事業、高度処理型合併浄化槽設置事業、機構集積協力金交付事業、競争力強化生産総合対策条件整備事業、県単工事及び関連事業負担金などの所要額の補正でございます。

詳細につきましては、それぞれ担当部長に補足説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田太郎君） 田中総務部長、補足説明。

○総務部長兼総務課長（田中信用君） それでは、私のほうから総務部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、十六ページの歳出から説明させていただきます。

まず款二総務費、項一総務管理費、一目一般管理費では、総務管理事務で不足が見込まれる燃料費三十二万一千円を増額し、二目文書広報費では、文書費で不足が見込まれる郵便料八十六万二千円を増額し、三目財政管理費では公会計財務書類作成事業で、財務会計システム更新の延期に伴いシステムパッケージ改修費用八百十三万二千円を減額し、五目財産管理費では、説明欄一行目、電算及び文書印刷管理費で財務会計システムの更新を予定しておりましたが、導入するシステムの見直しのため減額をし、また、新たに情報セキュリティ強化の対策費を計上し、合計しますと、合わせて三百五十一万七千円を増額し、六目企画費では、企業版ふるさと納税の寄附をいただきましたので、養老改元一三〇〇年祭イベント事業で財源更正を行い、十九目養老改元一三〇〇年事業基金費では、御寄附をいただいた分を基金に積み立てするため百九十七万五千円を増額いたしました。

次に、十二ページの歳入について説明させていただきます。

款十三国庫支出金、項二国庫補助金、一目総務費国庫補助金では、説明欄二行目、地方創生拠点整備交付金一千八十五万円を計上いたしておりますが、国からの交付内示に基づき、百十三万五千円を減額いたしました。

次に、十四ページの款十六寄附金、項一寄附金、二目総務費寄附金では、地域振興寄附金で養老改元一三〇〇年事業寄附金百九十七万五千円、ふるさと納税寄附金で企業版ふるさと納税寄附金百万円をそれぞれ増額いたしました。

次に、款十七繰入金、項一基金繰入金、七目まちづくり整備基金繰入金では、八千万円を減額いたしております。

次に、六ページの「第二表 繰越明許費補正」でございますが、年度内に事業が完了しない見込みのため、個人番号カード交付事

業二百三十八万二千元、ケアホーム等整備事業八百十八万五千元、町営・改良住宅補修費（町営下高田住宅修繕工事）三百三十万一千円の三事業を新たに追加いたしました。

次に、七ページの「第三表 債務負担行為補正」では、財務会計システム更新事業三千八百八十七万四千円を新たに追加いたしました。

次に、八ページの「第四表 地方債補正」では、社会福祉施設整備事業債六百万円を新たに追加し、各事業の事業費の増減に伴い、各地方債の限度額を児童福祉施設整備事業債五千九百三十万円、地方道路等整備事業債一億二千四百六十万円、高規格救急自動車購入事業債八百万円、認定こども園整備事業債四千六百万円といたしました。

以上で、総務部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 野村住民福祉部長、補足説明。

○住民福祉部長（野村博治君） それでは、私のほうから住民福祉部関係の補足説明をさせていただきます。

まず十六ページ、款の二総務費、項の三戸籍住民基本台帳費、一目の戸籍住民基本台帳費では、個人番号カード交付事業の事務費として二十七万円を増額いたしました。

次に十七ページ、款の三民生費、項の一社会福祉費、一目の社会福祉総務費では、障害者自立支援給付事業において、訪問系、日中活動系、居住系サービス等介護給付費等の動向により一千九百三十八万四千円を増額いたしました。

また、財政安定化支援事業費及び一般財源化対策経費の増減に伴い、国民健康保険特別会計繰出金百八十八万四千円を増額し、さらに介護保険事業特別会計補正に伴い、繰出金五十万四千円を増額いたしました。

二目の老人福祉費では、老人福祉施設入所措置事業において、施設入所者一名の減員により二百万円の前減額をいたしました。

三目の福祉医療費では、本年度の乳幼児等医療事業の動向に基づきまして、扶助費の所要額二百四十八万円を増額いたしました。九目の心身障害者福祉センター費では、ケアホーム等整備事業において、二棟目建設に町補助金として八百十八万五千元を計上いたしました。

次に、項の二児童福祉費、一目の児童福祉総務費では、子ども・子育て支援事業の妊婦健康診査の動向により六十六万七千元を増額いたしました。

また、公立保育園耐震化事業においては、委託料十五万七千元と工事請負費一千五百四十四万一千円、認定こども園整備事業においても、工事請負費六百九十万二千円を入札差金としてそれぞれ減額をいたしました。

二目の児童措置費では、私立保育所運営事業の当初見込みと実績見込みとの差額分二千七百六十二万二千円を、また児童手当支給事業でも、受給者の当初見込みと実績見込みとの差額分二千四百万円をそれぞれ減額いたしました。

次に十八ページ、款の四衛生費、項の一保健衛生費、一目保健衛生総務費では、救急医療施設運営事業の補助金に係る特別交付税の算定基準変更に伴い、一千四百九十六万一千円を減額いたしました。

二目予防費では、予防接種事業の動向により三百九十二万七千円を増額いたしました。

四目の斎苑費では、歳入の清華苑使用料及びまちづくり整備基金の補正減による財源更正を行いました。

五目公害対策費、高度処理型合併浄化槽設置事業補助金について

て、今年度の執行見込み額と予算額との差額二千六百六十二万四千円を減額いたしました。

続きまして、十一ページ、歳入について御説明申し上げます。

まず款十一分担当及び負担金、項の二負担金、一目の民生費負担金では、実績見込みの減により、私立保育園保育料として一千八十五万七千円を減額いたしました。

款の十二使用料及び手数料、項の一使用料、二目衛生使用料では、火葬及び施設利用件数が当初見込みより減少したことに伴い、清華苑使用料七百四万三千円を減額いたしました。

次に十二ページ、款の十三国庫支出金、項の一国庫負担金、一目民生費国庫負担金では、障害者自立支援給付費負担金として九百六十九万一千円を増額いたしました。

また、実績見込みの減により、保育所運営費負担金、これは私立分でございますが、私立分として三百万一千円を、児童手当負担金としましては一千六百七十八万九千円をそれぞれ減額いたしました。

項の二国庫補助金、一目総務費国庫補助金では、地方公共団体における社会保障・税番号制度に伴う個人番号カード交付事務費補助金二十七万円を増額いたしました。

三目の衛生費国庫補助金では、補助金額が確定したことに伴い、循環型社会形成推進交付金七百二十万八千円を減額いたしました。

款の十四県支出金、項の一県負担金、一目民生費県負担金では、障害者自立支援給付費負担金として四百八十四万五千円を増額いたしました。また、実績見込みの減により、保育所運営費負担金、私立分として百五十万一千円、児童手当負担金として三百六十六万六千円をそれぞれ減額いたしました。

次に十三ページ、項の二県補助金、三目の衛生費県補助金では、

高度処理型合併浄化槽設置事業補助金七百二十万八千円を減額いたしました。

以上で、住民福祉部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 佐藤産業建設部長、補足説明。

○産業建設部長（佐藤嘉但君） それでは続きまして、私から産業建設部に関する補正予算の補足説明を申し上げます。

最初に、歳出の説明をさせていただきます。

まず十六ページでございますが、款二総務費、項一総務管理費、五目財産管理費の説明欄二行目、公共施設等総合管理計画作成業務でございますが、契約金額確定により、委託料百七十六万一千円を減額いたしました。

次に十八ページでございますが、款六農林水産業費、項一農業費、三目農業振興費の説明欄一行目の水田農業構造改革対策事業費につきましては、法人化する営農組織の見込み数減等に伴う県補助金確定によりまして、補助金百二十三万一千円の減額でございます。

二行目の農業振興地域整備促進事業費は、大規模農地に係る農地転用等の許可見通し状況により、計画修正業務に係る委託料百八万円の減額でございます。

三行目の機構集積協力金交付事業費は、資料作成に伴う賃金六十万二千円を、また機構集積協力金において交付要件の変更や集積の見込み面積の減によりまして、交付金四千二百六十六万三千円をそれぞれ減とし、実績に基づき、合計四千三百二十六万五千円を減額したものでございます。

四行目の競争力強化生産総合対策条件整備事業については、補助対象である農業施設建設工事の実績によりまして、補助金一千四百六十七万九千円の減額であります。

五行目の担い手確保・経営強化支援事業は、農事組合法人の農業機械に対する県補助金不採択によりまして、補助金四百六十七万五千円を減額いたしました。

また、五目土地改良費の説明欄一行目、県単土地改良事業では、工事入札に伴い工事請負費五十八万六千円を、二行目の多面的機能支払交付金事業についても、補助対象の見込み面積減に伴い補助金三百四万七千円を減とし、それぞれ実績額確定により減額補正とさせていただきます。

続きまして十九ページでございますが、項二林業費、二目林業振興費の有害鳥獣駆除事業費については、捕獲数などが当初見込みを下回りましたので、実績により報償費五百三十一万五千円を減額いたしました。

次に、款八土木費、項二道路橋梁費、二目道路橋梁維持費の舗装道及び砂利道維持費ですが、直轄河川堤防除草工事等の入札に伴い、工事請負費の不用額百二十九万六千円を減額補正させていただきます。

三目道路橋梁新設改良費の説明の一行目でございますが、県単工事及び関連事業負担金では、県の補正に伴い、当該年度の県事業予算が確定いたしましたので、県に支出する負担金一千三百九万一千円を増額補正いたしました。

また、二行目の簡易舗装工事費、三行目の道路新設改良費につきましましては、まちづくり整備基金繰り入れ等に伴い、財源更正を行いました。

また、項四都市計画費、一目都市計画総務費の建築物等耐震化促進事業費補助金については、実績により補助金二百十五万円を減額補正いたしました。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。

十一ページでございますが、款十一分担金及び負担金、項一分担金、二目農林水産業費分担金の県単土地改良事業分担金でございますが、当該事業費の減額により三十万五千円を減額いたしました。

続きまして、十二ページの款十三国庫支出金、項二国庫補助金、四目土木費国庫補助金、節二の都市計画費補助金でございますが、建築物等耐震化促進事業費補助金の歳出予算減額に伴い、百五万円を減額いたしました。

次に、十三ページの款十四県支出金、項二県補助金、四目農林水産業費県補助金の節一農業費補助金の説明欄でございますが、一行目の県単土地改良事業補助金から最下段の担い手確保・経営強化支援事業補助金までの七事業の合計補正金額六千五百七十八万円の減額と、節二林業費補助金の説明欄の鳥獣被害防止緊急捕獲支援事業補助金の二百三十三万五千円の減額については、各事業歳出予算の減額補正に伴い、財源である県補助金をそれぞれ補正するものでございます。

また、六目土木費県補助金の都市計画費補助金については、建築物等耐震化促進事業補助金の歳出予算減額に伴い、五十五万円を減額いたしました。

また、項三委託金、三目農林水産業費委託金の有害鳥獣駆除事業委託金についても、当該事業の補正により三十六万七千円を減額補正いたしました。

十五ページでございますが、款十九諸収入、項五雑入、六目雑入の説明欄二行目、農地中間管理事業業務委託金は、対象である当該事業人件費の補正により六十万二千円を減額補正いたしました。

最後に、款二十町債、項一町債、三目土木債については、県単

工事及び関連事業負担金の補正増、並びに簡易舗装工事費及び道路新設改良費の財源更正に伴い、四千三百六十万円を増額補正させていただきました。

以上で、産業建設部の補正予算の補正説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 川添消防長、補正説明。

○消防長（川添公男君） それでは、私のほうから消防本部関係の補正説明をさせていただきます。

最初に、歳出の説明をさせていただきます。

二十ページの款九消防費、項一消防費、一目常備消防費では、消防施設等維持管理事業で、設計監理委託料として養老消防署耐震補強計画策定委託業務入札差金百七十七万七千円、常備機械器具等購入事業で、備品購入費として高規格救急自動車購入入札差金二百三十八万三千円を減額いたしました。

次に、二目非常備消防費では、退職団員報償金事業で報償費の退職報償金七十七万二千元、退団記念品五万円、非常備機械器具購入事業では、備品購入費として消防ポンプ自動車購入差金七十三万七千円を減額いたしました。

次に、十二ページの歳入について御説明を申し上げます。

款十三国庫支出金、項二国庫補助金、五目消防費国庫補助金では、高規格救急自動車購入に伴う消防費補助金として、緊急消防援助隊設備整備費補助金一千二百二十万三千円を計上いたしました。

十五ページの款二十町債、項一町債、四目消防債の高規格救急自動車購入事業債につきましては、実施事業費の減額、消防費国庫支出金の計上、地方債種目の変更により事業債八百万円を減額し、補正後の借入限度額を八百万円に変更するものでございます。

以上で、消防関係の補正説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 佐藤教育委員会事務局長、補正説明。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（佐藤昌子君） それでは、私から教育委員会関係の補正説明をさせていただきます。

まず、歳出について御説明申し上げます。

十六ページ、款二総務費、項一総務管理費、十六目山口俊郎基金費では、平成二十八年度中に受け入れた山口俊郎著作権収入を全額基金に積み立てるため、予算現額との差額百八十万円を増額いたしました。

また、十八目まちづくり整備基金費では、青少年健全育成のため御寄附をいただいた寄附金を積み立てるため、十万円を増額いたしました。

続きまして二十ページ、款十教育費、項一教育総務費、二目事務局費では、幼稚園児を対象として一時預かりをしております子ども子育て支援事業において、当初の予定より利用園児が少なかったこと、教室数が一減となりましたので、指導員の賃金三百六十七万二千元を減額いたしました。

続いて、項二小学校費、一目学校管理費において、高速業務用カラープリンターの導入に伴い経費の削減になった分について二十万円を減額いたしました。

三行目、小学校校舎等施設整備事業につきましては、まちづくり整備基金繰り入れ等の減額に伴い、財源更正を行っております。

二十一ページ、項三中学校費、一目学校管理費、中学校校舎等施設整備事業では、工事内容を見直し、設計変更をしたことに伴い二百六十二万二千元を減額いたしました。

二目教育振興費では、情報化推進事業の委託料において、当初予算と実績額の差額百四十七万七千円を減額いたしました。

項四幼稚園費、一目幼稚園管理費、幼稚園管理事務では、空調設備保守業務の入札に伴い、委託費の不用額百九十一万七千円を減額いたしました。

次に、項五社会教育費、二目社会教育総務費では、文化庁の補助を受け実施した栗笠の郷土芸能調査・活用事業につきまして、採択事業規模の縮小と入札差金等による決算見込み額との差額二百五十八万五千円を減額いたしました。

三目公民館費では、地方創生拠点整備交付金の交付対象事業が決定し、交付予定額の内示がありましたので、内示額に基づき財源更正を行いました。

五目人権教育費では、社会人権教育総合促進事業に県事業として地域未来塾推進事業補助金の採択を受けたことに伴い、また六目町民会館費では、町民会館維持管理費にまちづくり整備基金繰り入れ等の減額に伴い、それぞれ財源更正を行っております。

続いて二十二ページ、項六保健体育費、一目保健体育総務費、体育施設整備事業及び三目町民プール費、町民プール維持管理費では、いずれもまちづくり整備基金繰り入れ等の減額に伴い、財源更正を行っております。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

十一ページ、款十二使用料及び手数料、項一使用料、六目教育使用料では、利用者が当初見込みより減少したことに伴い、一時預かり事業（幼稚園型）使用料として百五十万五千円を減額いたしました。

十二ページ、款十三国庫支出金、項二国庫補助金、六目教育費国庫補助金では、養老小学校大規模改造について、学校施設環境改善交付金の採択がされなかったことに伴い、百七十四万九千円を減額いたしました。

十三ページ、款十四県支出金、項二県補助金、七目教育費県補助金では、今年度から生活保護世帯、ひとり親世帯の小・中学生を対象に実施した学習支援事業が県補助金対象事業に該当したため、地域未来塾推進事業補助金三十一万三千円を計上しました。

次に十四ページ、款十五財産収入、項一財産運用収入、三目特許権等運用収入では、山口俊郎著作権使用料の増収が見込まれ、収入見込み額との差額百八十万円を増額いたしました。

款十六寄附金、項一寄附金、五目教育費寄附金では、社会教育費寄附金として、青少年健全育成のために御寄附いただきました十万円を増額しております。

十五ページ、款十九諸収入、項五雑入、六目雑入では、栗笠の郷土芸能調査・活用事業が事業規模縮小により返戻金が減額となるため、収入見込み額との差額二百五十八万五千円を減額しております。

以上で、教育委員会関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、この議案は内容ごとに各委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでは所属外、総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。お願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

これより暫時休憩いたします。再開は午後一時十分よりいたします。

（午後〇時〇七分 休憩）

（午後一時〇八分 再開）

○議長（吉田太郎君） 休憩を解き、再開します。

○議長（吉田太郎君） 日程第二十、議案第十四号 平成二十八年
度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第四号）を議題といた
します。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第十四号

平成二十八年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第四号）
につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正で、歳入歳出それぞれ二十三万二千元を追加し、予
算総額を四十三億五千五百七十六万円とするものでございます。

補正する主な内容は、国・県の交付金に係る算定係数の改正等
に伴う療養給付費交付金等の減額及び医療費の増加による財源不
足のため、県の保険財政自立支援貸付金を計上いたしました。

詳細につきましては、担当部長に補足説明をさせますので、よ
ろしくお願いいたします。

○議長（吉田太郎君） 野村住民福祉部長、補足説明。

○住民福祉部長（野村博治君） それでは、私のほうから補足説明
をさせていただきます。

最初に、九ページの歳出について御説明申し上げます。

保険給付費の療養諸費、一目の一般被保険者療養給付費から四
目の退職被保険者等療養費及び高額療養費の一目一般被保険者高
額療養費、二目の退職被保険者等高額療養費、並びに十ページの
後期高齢者支援金等の後期高齢者支援金等、一目の後期高齢者支
援金につきましては、国庫負担金の療養給付費負担金、国庫補助
金の財政調整交付金及び療養給付費交付金、県補助金の財政調整

交付金の補正によりまして、財源更正を行うものでございます。

次に、諸支出金の償還金及び還付加算金、一目の一般被保険者
保険税還付金では、これまでの還付金の支出額を踏まえ、不足が
予測されるため、二十三万二千元の増額をいたしました。

次に、七ページの歳入について御説明申し上げます。

国・県交付金の算出係数の改正及び国における療養給付費の推
計額により、国庫支出金の国庫負担金、一目療養給付費負担金で
五千三百四十七万六千円、国庫補助金の一目財政調整交付金で一
千五百二十二万七千円をそれぞれ減額いたしました。

次に、療養給付費交付金の療養給付費交付金、一目の療養給付
費交付金につきましては、退職被保険者の減少に伴い三千九百七
十三万六千円を減額いたしました。

次に、八ページの県支出金、県補助金、二目財政調整交付金に
つきましては、交付金の算出係数の改正に伴い一千五百二十一万
三千円を減額いたしました。

次に、繰入金の他会計繰入金、一目一般会計繰入金につきまし
ては、交付金の算出係数の改正に伴い、財政安定化支援事業繰入
金で三千九百三十二万七千円を減額し、県の保険財政自立支援事
業貸付金の町負担分として、その他一般会計繰入金で四千二百二十
一万一千円を増額いたしました。

次に、町債の財政広域化支援事業貸付金等、一目の保険財政自
立支援事業貸付金につきましては、国・県の交付金等の減額及び
医療費の増加による財源不足のため、県の保険財政自立支援事業
貸付金一億二千二百万円を計上いたしました。

次に、四ページの「第二表 地方債補正」でございます。

地方債補正では、地方債の限度額を岐阜県国民健康保険財政広
域化支援事業貸付金等の貸し付け等による保険財政自立支援事業

貸付金一億二千二百万円といたしました。

以上で、補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、この議案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思
いますので、ここでは、所属外で総括的あるいは大綱的な質疑に
とどめていただくよう、お願い申し上げます。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第二十一、議案第十五号 平成

二十八年年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第一
号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第十五号

平成二十八年年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第
一号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正につきまして、歳入歳出それぞれ百八万円を追加
し、予算総額を一億四千四百四十八万円とするものであります。

補正する内容は、歳出では、款一総務費、項一総務管理費、一
目一般管理費の食肉事業センター管理費で、平成二十七年分消
費税額の確定により中間申告納付額及び確定申告納付額の増加に
伴い、百八万円を増額いたしました。

次に歳入では、款六繰越金、項一繰越金、一目繰越金で百八万
円を増額し、充當いたします。

以上で、議案第十五号 平成二十八年年度養老町立食肉事業セ
ンター特別会計補正予算（第一号）についての説明とさせていただきます。
きます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、この議案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思
いますので、ここでは、所属外で総括的あるいは大綱的な質疑に
とどめていただくよう、お願い申し上げます。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第二十二、議案第十六号 平成

二十八年年度養老町上水道事業会計補正予算（第二号）を議題と
いたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第十六号

平成二十八年年度養老町上水道事業会計補正予算（第二号）につ
きまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、収益的収入を六百万円減額し、
補正後の予算額を四億七千七百五十万円に、収益的支出を一千十
万円減額し、補正後の予算額を四億一千三百二十四万四千円に改
めるものでございます。

また、資本的収入を一千四百八十五万円減額し、補正後の予算
額を三億七千三百八十五万円に、資本的支出を四千五百万円減額
し、補正後の予算額を六億七千六十万円とするものでございます。

これらの補正により、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきまして、三億二千六百九十万円から二億九千六百七十五万円に、過年度分損益勘定留保資金につきましては、二億六千二百九十九万八千円から二億三千二百四十八千円となります。詳細につきましては、担当部長に補足説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 佐藤産業建設部長、補足説明。

○産業建設部長（佐藤嘉但君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

まず十ページでございますが、収益的支出、下の欄でございますが、款一水道事業費用、項一営業費用、二目配水及び給水費の説明欄一行目のポンプ場機械設備保守業務委託料でございますが、当該業務に関する計画に基づきまして、各年度の業務内容及び業務量の平準化を図るため、委託料五十万円を減額し、説明欄二行目のポンプ場稼働電気料につきましては、実績見込みにより五百万円を減額補正いたしました。

次に上の欄、収益的収入につきましては、款一水道事業収益、項一営業収益、一目給水収益の水道使用料におきまして、実績見込み額が当初予算額を下回りましたので、六百万円を減額補正するものでございます。

続きまして、十二ページでございますが、資本的支出につきましては、款一資本的支出、項一建設改良費、一目配水設備拡張費でございますが、西小倉送水ポンプ場建設工事及び配水池築造工事、並びに送水ポンプ場及び送水池機械・電気設備工事につきまして入札差額が生じたので、工事請負費三千万円を減額し、二目配水設備改良費についても、配水管布設がえ工事等について入札差額が生じたので、一千五百万円を減額補正するもので

ございます。

次に、十一ページの資本的収入につきましては、款一資本的収入、項二負担金、二目その他負担金の配水管拡張等負担金では、配水管布設に係る受益者負担金の実績見込みが当初予算額を下回りましたので、二百万円を減額補正いたしました。

また、項四国庫補助金、一目国庫補助金の耐震管布設替補助金では、布設がえに対する補助金額の確定によりまして一千二百八十五万円を減額補正するものでございます。

以上で、補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、この議案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでは所属外、総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただようお願いいたします。

質疑はありませんか。

「なし」の声あり

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第二十三、議案第十七号 平成

二十八年年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第三号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第十七号 平成二十八年年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第三号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ七百万一千

円を追加し、予算総額を二十七億五千五百五十三万九千円とするものでございます。

補正する主な内容は、保険給付費の動向と地域支援事業の任意事業に係る補助金の減額分と合わせて必要額を計上いたしました。詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしく願います。

○議長（吉田太郎君） 高橋健康福祉課長、補足説明。

○住民福祉部健康福祉課長（高橋正人君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に、十ページの歳出について御説明申し上げます。

保険給付費の介護サービス給付費、目二地域密着型介護サービス給付費と目六居宅介護サービス計画給付費では、その動向により九十万六千円と五十二万六千円をそれぞれ増額いたしました。介護予防サービス給付費、目一介護予防サービス給付費と目五介護予防サービス計画給付費では、その動向によりまして二百五十二万四千円と十四万二千円をそれぞれ増額いたしました。

地域支援事業費、包括的支援事業・任意事業費、目四任意事業費では、家族介護慰労金に係る制度改正及びねたきり老人等日常生活用品購入助成事業の動向によりまして五百二十九万七千円を減額いたしました。

次に、七ページの歳入について御説明申し上げます。

まず国庫支出金の国庫負担金、目一介護給付費負担金と国庫補助金、目一調整交付金では、保険給付費の補正増に伴い、それぞれ二百四十五万九千円、六十一万四千円を増額いたしました。

目三地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）では、任意事業の補正減に伴い二百六万六千円を減額いたしました。

次に、支払基金交付金、支払基金交付金、目の一介護給付費交

付金では、保険給付費の補正増に伴い三百四十四万三千円を増額いたしました。

次に、県支出金、県負担金、目一介護給付費負担金では、保険給付費の補正増に伴い、百五十三万七千円を増額いたしました。

次に、県補助金、目二地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）では、任意事業の補正減に伴い百三万三千円を減額いたしました。

次に、繰入金、他会計繰入金、目一介護給付費繰入金では、保険給付費の補正増に伴い、百五十三万七千円を増額いたしました。

次に、目三地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）では、任意事業の補正減に伴い百三万三千円を減額いたしました。なお、財源調整として、繰越金で百五十四万三千円を充てるものであります。

次に、四ページの「第二表 繰越明許費補正」では、介護基盤緊急整備特別対策事業について、年度内での完了が困難であり、全額繰越明許費の設定を行っております。

以上で、補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、この議案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでは、所属外、総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第二十四、議案第十八号 平成

二十八年年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第二号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第十八号 平成二十八年年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第二号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ三十四万九千円を追加し、予算総額を一千二百七十七万九千円とするものであります。

補正する内容は、七ページの歳出では、サービス事業費の介護予防支援事業費、目一介護予防支援事業費で、介護予防支援事業の動向により三十四万九千円を増額いたしました。

また、六ページの歳入では、サービス収入の介護予防給付費収入、目一介護予防サービス計画費収入で同額の三十四万九千円を計上いたしました。

以上で、議案第十八号 平成二十八年年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第二号）の説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、この議案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでは、所屬外で総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願い申し上げます。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

ここで、佐藤産業建設部長より平成二十九年度上水道事業会計

予算で修正の申し出がありましたので、許可いたしました。

佐藤産業建設部長。

○産業建設部長（佐藤嘉但君） 議案第二十八号 平成二十九年度養老町上水道事業会計予算に關しまして、予算書の一部を訂正させていただきますと思いますので、よろしく願います。

予算書でございますが、上水道事業会計予算の五ページでございます。大変申しわけございません。

五ページに、たな卸資産の購入限度額の下に「第九条」とありますが、これを「第八条」に訂正していただきたいと思っております。大変御迷惑をかけました。よろしく願います。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第二十五、議案第十九号から日

程第三十九、議案第三十三号までの十五議案は、本日は一括議題として上程後、提案理由の説明を受け、先ほどの町長施政方針の説明より、直ちに総括質疑を行いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第二十五、議案第十九号 平成二十九年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについてから、日程第三十九、議案第三十三号 平成二十九年度養老町後期高齢者医療特別会計予算までの十五議案を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま一括上程を賜りました議案第十九

号 平成二十九年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについてから議案第三十三号 平成二十九年度養老町後期高齢者

医療特別会計予算までにつきまして、その概要を説明させていただきます。

なお、各予算の詳細につきましては、この後、設置が予定されている予算特別委員会において各担当部長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

初めに、議案第十九号 平成二十九年養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れから議案第二十二号 平成二十九年養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れまでについて、一括で説明をさせていただきます。

この繰り入れにつきましては、各特別会計でそれぞれの事業を実施するため、地方財政法第六条の規定により一般会計から繰り入れるもので、繰入額といたしましては、食肉事業センター特別会計四千五百八十万円、上水道事業会計百三十五万円、公共下水道事業特別会計二億四千八百二十四万七千円、農業集落排水事業特別会計二千三百八十八万八千円でございます。

次に、議案第二十三号 平成二十九年養老町一般会計予算につきまして、その概要を説明させていただきます。

平成二十九年一般会計予算は、歳入歳出総額が百九億九千八百百万円で、前年度比較一億九千三百万円、一・八%の増であります。

歳出の主なものは、養老改元一三〇〇年祭本祭事業一億五千六百七十万六千円、養老鉄道活性化事業七千四百五十一万円、認定こども園整備事業四億三千五百二十二万八千円、児童発達支援事業所建設事業一億一千六百六十四万四千円、スマートインターチェンジ建設事業一億三千五百七十七万八千円、常備消防機械器具等購入事業六千二百八十三万七千円、体育施設整備事業二億七千五百五十八千円などございます。

次に、議案第二十四号 平成二十九年養老町国民健康保険特別会計予算について、御説明をさせていただきます。

平成二十九年国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出総額が四十四億四千三百三十万円で、前年度比較八千七百八十万円、二・〇%の増であります。

増額の主なものは、保険給付費の増加によるものでございます。

次に、議案第二十五号 平成二十九年養老町簡易水道特別会計予算について、説明させていただきます。

平成二十九年簡易水道特別会計予算は、歳入歳出総額が一千九百四十万円で、前年度比較五十万円、二・六%の増で、前年度とほぼ同額でございます。

次に、議案第二十六号 平成二十九年養老町立食肉事業センター特別会計予算について、御説明させていただきます。

平成二十九年食肉事業センター特別会計予算は、歳入歳出総額が一億三千六百四十万円で、前年度比較七百万円、四・九%の減であります。

減額の主なものは、食肉事業センター管理費の減によるものでございます。

次に、議案第二十七号 平成二十九年養老町住宅新築資金等貸付特別会計予算について、御説明をさせていただきます。

平成二十九年住宅新築資金等貸付特別会計予算は、歳入歳出総額が一千八百八十万円で前年度比較二百五十万円、一七・五%の減でございます。

減額の主なものは、公債費の減によるものでございます。

次に、議案第二十八号 平成二十九年養老町上水道事業会計予算について説明をさせていただきます。

平成二十九年上水道事業会計予算は、三条会計の収益的収入

は四億六千九十万円で、前年度比較二千六十万円、四・五%の減、収益的支出は四億四千八十万円で、前年度比較一千六百五十万円、三・九%の増であります。

次に、四条会計の資本的収入は一千三百四十万円で、前年度比較三億八千七百三十六万円、九九・七%の減、資本的支出は一億七千八百五十万円で、前年度比較五億三千七百十万円、七五・一%の減であります。

資本的収入の減の主なもの、水道施設建設事業債の減でございます。

資本的支出の減の主なものは、建設改良費の減でございます。

次に、議案第二十九号 平成二十九年養老町公共下水道事業特別会計予算について説明をさせていただきます。

平成二十九年公共下水道事業特別会計予算は、歳入歳出総額が三億六千三百八十万円で、前年度比較一千七百三十万円、五%の増であります。

増額の主なものは、公共下水道事業計画変更業務委託費、公営企業法適用化業務委託費などでございます。

次に、議案第三十号 平成二十九年養老町農業集落排水事業特別会計予算について説明させていただきます。

平成二十九年農業集落排水事業特別会計予算は、歳入歳出総額が三千十万円で、前年度比較六十万円、二%の増で、前年度とほぼ同額であります。

次に、議案第三十一号 平成二十九年養老町介護保険事業特別会計予算について、説明をさせていただきます。

平成二十九年介護保険事業特別会計予算は、歳入歳出総額が二十八億三千五百万円、前年度比較一億八百万円、四%の増であります。

増額の主なものは、介護サービス給付費の増によるものでございます。

次に、議案第三十二号 平成二十九年養老町介護サービス事業特別会計予算について、説明させていただきます。

平成二十九年介護サービス事業特別会計予算は、歳入歳出総額が一千三百万円で、前年度比較百五十万円、一三%の増であります。

増額の主なものは、介護予防支援事業費の増によるものでございます。

最後に、議案第三十三号 平成二十九年養老町後期高齢者医療特別会計予算について、説明をさせていただきます。

平成二十九年後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出総額が三億一千四十万円で、前年度比較一千五十万円、三・五%の増でございます。

増額の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金の増によるものでございます。

以上で、一括上程を賜りました議案第十九号 平成二十九年養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについてから、議案第三十三号 平成二十九年養老町後期高齢者医療特別会計予算までの提案説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） ただいまより総括質疑を行います。

なお、これらの議案は予算特別委員会を設置し、その委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は、総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願い申し上げます。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 次の三点で、一般会計の新年度予算についての総括質疑を行いたいと思います。

まず最初に、財政調整基金について伺います。

平成二十九年二月末現在で当基金額は十三億七千三百八十八万五千六百四十七円ですが、新年度予算案では四億円を切り崩す歳入編成となっています。この結果、約九億七千万円の基金高となりますが、養老町財政調整基金条例第二条との整合性について、町長に見解を伺います。

二点目は、地方交付税制度について伺います。

本来、地方交付税は算出する際、経費水準をもとに算定すべきですが、昨年度からトップランナー方式が導入されました。新年度予算案では、前年度八千七百万円の減の二十一億五百万円の計上となっていますが、トップランナー方式による歳入減でしょうか。本来、交付税算出に用いる自治体の徴収率について、平均を基準にすべきところを、上位三分の一の自治体が達成している徴収率を基準に五年かけて引き上げることが交付税減少の要因だと考えるのですが、その点で伺いたいと思います。

三点目は、改元一三〇〇年祭本祭事業計画におけるコストパフォーマンスは、限られた財源と言いながらも、余りにも過剰な予算になったのではないのでしょうか。広告料や宣伝も含めた形での本事業に対するコストパフォーマンスの基本的な見解を伺っていただきたいと思います。

○議長（吉田太郎君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） まず一番目の財調についてでございますが、

今年、四億円を切り崩して十三億円を割り込むということがございますけれども、大型案件が多く、特別な事情ということでの解

釈をお願いを申し上げたいと思います。

それから、一三〇〇年祭のコストパフォーマンスということでございますけれども、本年度一億五千万円ほどの額を計上させていただきますましたけれども、決して多いというふうには思っておりません。今後の養老町のまちづくり等に貢献する金額として、過剰であるという認識は持っておりません。以上です。

二番目の件については、総務部長のほうから答弁させます。

○議長（吉田太郎君） 田中総務部長、答弁。

○総務部長兼総務課長（田中信行君） 先ほどの水谷議員の御質問にお答えいたします。

地方交付税、二十九年予算の減額ですが、トップランナー方式による減額かどうかということですが、まず交付税の予算の組み方といたしましては、前年度の実績と、それから二十九年の国の地方財政計画に基づいて算出をいたしております。また、二十七国調で人口が減少しているというところで、算定で減額になる可能性があるということ、地財計画は二・二%減ですが、本町においては四%減というようなことで、ちょっと厳し目に見積もっております。

それから、トップランナー方式になりますと、二十八年度においては十六業務についてトップランナー方式が導入されております。当然、その分で単位費用のほうは減額されてくるというふうなことで、本町にとっても影響があるということでございますが、必ずしも今回の予算については、それが幾らになるかというのがわかりませんので、それを反映させたわけではなくて、前年度の実績、それから二十九年の地財計画、それから国調の人口減、そういった要素をかみ合わせて予算を計上いたしております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 養老町財政調整基金条例第二条、基金は、その額は十三億円に達するまで毎年度五百万円以上積み立てるといふふうなうたっているわけです。ですから、この財政調整基金にとって、十三億円の養老町の権利というのは、養老町の健全財政化や町民の安全・安心を確保するため必要不可欠な金額ということ、この条例の中に十三億をうたっているものだというふうに認識しているわけですが、この十三億に対する町長の認識について伺いたいと思います。

○議長（吉田太郎君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） お答えをさせていただきますと思います。

十三億円という根拠がちょっと定かでないので、お答えしにくいところもあるかと思いますが、当時の財政状況から見ると、そういった条例が決められたのではないかと推察するわけでございますけれども、十三億円という金額が今の養老町にとって妥当かどうかといえ、多ければ多いほどいいというようなことになろうかと思いますが、この財政調整基金の性質からして、やはり取り崩す、ふやしていくことは当然必要でございますが、堅持する財政状況にない厳しい状況であるといふふうな認識をいただきたいと思えます。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 私、前町長にこの財政調整基金について、どういふふうなことなのかということ聞いた覚えがありますし、この十三億については、前町長は、やはり養老町にとって最低十五億円の確保が必要だと言われたことを覚えております。

激甚災害といっても、いろいろと細かい査定、例えば家が水についたとか、傾いたとか、いろんな規制の中で、なかなかそういう災害に対する迅速な国や県の対応がない中、この財調が一番町民の安心・安全のよりどころになる基金だということ、どうしても十三億円は条例に基づいて低くしたくはないと、できるだけ財調を積みなさいといふふうな全職員に言ってきたことがあるんだといふふうなことをお聞きしましたけれども、四億円を崩したわけで、条例どおりに守りますと、毎年五百万円以上積み立てるということですが、これをどういふふうな、今よくわからないような答弁だったと思うんですが、この十三億円を切り崩した分をどう対応していくのか、お聞きしたいと思います。

それから町長は、決して一三〇〇年祭、高くはないと、多いといふふうには思っていないとおっしゃいますけれども、例えば一流のパフォーマーを呼ぶと三千万円とか、非常にその内容において、それが本当に養老町の未来につながるのか、一過性の対応じゃないのかということを非常に思うわけです。現に地元の公民館祭りでも、一三〇〇年祭に対して非常に広告や宣伝が多過ぎるともつと町内の人たちを使ったり、町内の知恵や工夫でやれるのにねといふふうなこととあわせて、役場の人は現金で支払わないので、多分振り込みなので、町民の血税の重みをわかっていないんじゃないかといふふうな声もありました。そういう点で、再度このコストパフォーマンスについて尋ねたいと思えます。

○議長（吉田太郎君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 一番最初の財調の件についてでございますけれども、財政調整基金というのは、年度内の調整ということになってこようかと思っておりますので、毎年毎年の財政状況等を鑑みて、十三億円を堅持するように努めていきたいといふふうな考えてお

ります。

それから、一三〇〇年祭事業についてでございますけれども、広告宣伝費等、多いというお話でもございますが、こういった規模の事業として過剰であるという認識ではございません。やはり必要の金額内だというふうに思っております。当然、町民の皆さん方の口伝え等で広げていくということもございましょうけれども、やはり広告としての意味合いというのは大きいというふうに考えております。一三〇〇年祭というのは、百年に一度しか行われない事業でもございますし、これがまちづくりの大きな牽引役になるというふうに思っておりますので、この見返りは必ずあるものだという認識でおります。以上です。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 九番 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） 三点について見解を伺いたいと思います。

まず一点目として職員体制でございますが、先ほど施政方針にもございましたように、今年度は養老改元一三〇〇年祭の節目の年ということで、非常にイベント、行事が数多くあります。そこで、職員数が、予算書を見ますと三名の増員と、それから時間外手当や勤勉手当等が増額になっておりますが、果たしてこれで乗り越えられるのか。僕は十分危惧しておるわけでございまして、職員各位におかれましては、平常・日常の業務があり、その上でこのイベントに対応していくということになると、やや不足している、スタッフが足りないのではないかなというように、臨時職員とかパートをかなり導入されて対応したほうがいいかなあと、このように思っております。

それから、二点目としては健康づくりについてでございますが、

ワンコイン検診や生活習慣病、特定健診の周知徹底、啓発に努めるというようなことで非常に結構なことでございますが、町長の個人的なことになりますが、昨年十二月、体調不良ということで入院されました。このことは、養老町民の中でも、日ごろから飲酒、たばこ、それからストレス、こういったものが影響をしておるのではないかなあと、このようになりに心配された声も聞かえてきました。そういったことで、日常の体のケアを十分していただいて、ことしは特別な年でございますので、町長は全部、一〇〇%出席していただいて、行事を全うするのが本意ではないかなあと、このように思っておりますので、その辺のところの考え方をお尋ねしたいと思います。

それから、三点目としては、地方創生についてでございますが、今、全国津々浦々で、国が定めた創生法によって地方版の総合戦略を策定し、今いろいろと取り組んでおるところでございしますが、その中で簡単に申し上げますと、重要業績評価指標（KPI）を設定しておりますけれども、私は必ずしもこの数字にこだわらずに、養老町らしさ、養老町の魅力を前面に打ち出してやっていただきたいなあと、このように思っております。

養老町と言えば、養老公園、養老の滝、水、さらには養老山地から見おろした景観等々でございしますが、一番僕が心配しておるのは、この養老改元一三〇〇年祭が終わって、職員一同燃え尽き症候群にならないかなあと、このように危惧いたしております。そういったことで、ここは気を引き締めて、これがゴールではない、これからに向かってしっかりとやっていただきたいと、このように思っております。私も養老町の地方創生推進委員会のメンバーの一人でございますが、全面的に議会として、個人としてバックアップする所存でございます。そういったことで、町長の見

解を求めます。以上三点です。

○議長（吉田太郎君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 田中議員の御質問にお答えしたいと思えます。

まず第一点目の職員体制についてということで、一三〇〇年祭、かなりの事業が計画をされております。ただ、職員もそれなりに今これを取り切ろうということで工夫を重ねながら、覚悟の上で対応しようという気概でおるわけでございます。

そういった中で、どうしても必要ならば、パート、それから臨時ということもございませけれども、この祭りのいつもの性質上といえますか、町民一体となつてというようなことを申し上げているわけでございますが、そういった中で、やはりサポーターの皆さん方にも御協力をいただきながら、一三〇〇年祭事業を行っていききたいというふうに考えております。どうか御理解をいただきたいと思えます。

それから、二点目の私の健康問題も含めてでございますけれども、現在は、以前のように体調も戻ってきておりますし、全ての事業に参加するつもりでおります。御理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、三番目の総合戦略、養老の魅力ということで今取り組んでいるところでございませけれども、養老町はこれから東海環状も来ますし、スマートインターも来るということで、インフラ整備も本当にうらやましがられるくらいに整ってきておるといふふうに考えております。こういった地の利等を生かしながら今後のまちづくりを考えていきたいというふうに思っておりますし、この一三〇〇年祭事業というの、これからも継続することに意味があるということでございますので、幾つかの事業はこれから

も継続をされていくというふうに考えております。そういったことで、養老町の魅力を発信していきたいというふうな考えでございます。どうかよろしく御協力をいただきますようお願いを申し上げます。以上です。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第四十、発議第一号 予算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。

日程第二十五、議案第十九号から日程第三十九、議案第三十三号までの十五議案については、十一人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よつて、日程第二十五、議案第十九号から日程第三十九、議案第三十三号までの十五議案については、十一人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第四十一、選任第一号 予算特別委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、委員会条例第七条、第三項の規定により、議会において選任することになっており、同条第四項の規定では議長が会議に諮って指名することになっております。

したがって、予算特別委員会委員には、十三番 水谷久美子君、十二番 青山貞一君、十一番 林輝見君、十番 松永民夫君、九番 田中敏弘君、七番 早崎百合子君、五番 三田正敏君、四番 大橋三男君、三番 長澤龍夫君、二番 岩永義仁君、一番 北倉義博君、以上の十一人を選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員には、ただいまの十一人を選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開時間は後でお知らせします。

（午後二時 四分 休憩）

（午後二時 二十七分 再開）

○議長（吉田太郎君） 休憩を解き、再開します。

休憩中に、田中総務部長より議案第二十号 平成二十九年度養老町上水道事業会計の繰入れについての修正の申し出がありましたので、これを許可いたしました。

田中総務部長。

○総務部長兼総務課長（田中信行君） ただいま議長から許可をい

ただきましたので、議案の修正をお願いしたいと思います。

議案第二十号 平成二十九年度養老町上水道事業会計の繰入れについてでございますが、本文中二行目でございますが、「公共下水道事業特別会計」になっておりますが、正しくは「上水道事業会計」でございます。大変申しわけございませんでした。修正のほど、よろしく願います。

○議長（吉田太郎君） 休憩中に予算特別委員会が開催されました。

その結果について、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長 林輝見君。

○予算特別委員長（林輝見君） 予算特別委員会の報告をさせていただきます。

ただいまの休憩中に、委員全員出席のもとに予算特別委員会を開催いたしました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には、不肖私、林輝見が指名推選により、副委員長には三田正敏委員が指名推選により選任されました。

もとより微力な私ではございますが、委員各位の御協力をいただきながら、平成二十九年度一般会計及び特別会計予算等の予算審査を行いたいと存じます。

なお、審査に当たっては、限られた日程の中ではありますが、町民目線により、効率的かつ効果的な予算編成がなされるよう、一年間の全事業について慎重な審査を行い、各委員により指摘した事項が今後どのように予算執行されるかという継続的な視点を持って決算議会に生かしていきたいと存じます。

以上、予算特別委員会の報告といたします。

○議長（吉田太郎君） 予算特別委員会委員長の報告が終わりました。

なお、議案審査の付託先である総務民生委員会は、三月八日水曜日午前九時三十分から開催されるように要請いたします。

また、産業建設委員会は、三月八日水曜日午後一時三十分から開催されるよう要請いたします。

また、予算特別委員会は、三月九日木曜日と十日金曜日と十三日曜日の三日間とも、午前九時から開催されるよう要請いたします。

○議長（吉田太郎君） これをもちまして、本日の議会日程にあり

ます議案の提案説明等は全て終了しました。

お諮りします。

議案精読及び委員会審査のため、あす三月七日から三月十六日までの十日間は休会にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、あす三月七日から三月十六日までの十日間は休会にすることに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

本日は、これをもちまして散会いたします。

なお、議会二日目は三月十七日金曜日午前九時三十分より会議を開きます。

また、この後、四階北委員会室において養老鉄道存続特別委員会を開催いたしますので、関係議員は御参集くださるようお願い申し上げます。本日は御苦労さまでした。

（散会時間 午後二時三十一分）

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた
めここに署名する。

平成二十九年三月六日

議長 吉田太郎

議員 北倉義博

議員 岩永義仁

